

総務市民常任委員会会議録

〔令和 8 年 3 月定例会〕

3 月 5 日開催分

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和8年3月5日（木）

会場：第1委員会室

案 件		所 管 課	ページ
議案第20号	令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について	国保年金課	4
議案第6号	筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	国保年金課	7
議案第28号	令和8年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算について	国保年金課	16
議案第32号	令和8年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算について	国保年金課	22
議案第16号	字の区域及び名称の変更について	市民課	28
議案第5号	筑紫野市地域コミュニティ推進条例の一部を改正する条例の制定について	コミュニティ推進課	31
議案第29号	令和8年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	人権政策・男女共同参画課	33
議案第15号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	財政課	35
議案第22号	令和7年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）について	管財課	39
議案第23号	令和7年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）について	管財課	41
議案第24号	令和7年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）について	管財課	43
議案第35号	令和8年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算について	管財課	46
議案第36号	令和8年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算について	管財課	50
議案第37号	令和8年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算について	管財課	53
議案第4号	筑紫野市犯罪被害者等支援条例の制定について	危機管理課	57
議案第3号	筑紫野市職員等の旅費に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事課	67

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和8年3月5日（木） 会場：第1委員会室

案 件		所 管 課	ページ
所管事務報告	令和7年度行政評価の運用結果について	企画政策課	73
所管事務調査	有料企業広告の取り扱いについて	秘書広報課 ・市民課	77
所管事務報告	二日市コミュニティの現状について	コミュニティ 推進課	86
所管事務報告	ボランティアポータルサイト創設について	コミュニティ 推進課	90
所管事務調査	災害時における要配慮者に対する支援体制について	危機管理課	94
所管事務報告	本庁舎への直通電話の導入について	管財課	102
所管事務報告	筑紫野市公共施設等総合管理計画の改訂について	管財課	105
所管事務調査	衆議院選挙の総括について	選挙管理委員会事務局	113

令和8年第2回（3月）筑紫野市議会定例会 総務市民常任委員会

○日 時

令和8年3月5日（木）午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長 前田 倫 宏
委員 横尾 秋 洋
委員 山本 加奈子
委員 佐々木 忠 孝

副委員長 吉村 陽 一
委員 西村 和 子
委員 城 健 二

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（11名）

議員 辻 本 美恵子
議員 白 石 卓 也
議員 八 尋 一 男
議員 坂 口 勝 彦
議員 檜 木 孝 一
議員 春 口 茜

議員 上 村 和 男
議員 宮 崎 吉 弘
議員 古 賀 新 悟
議員 段 下 季一郎
議員 赤 司 祥 一

○一般傍聴者（1名）

○出席説明員（28名）

企画政策部長 宗 貞 繁 昭
広報広聴担当係長 銀 島 由 貴
企画政策担当係長 鶴 澤 宏
人事担当係長 佐 藤 武 朗
財政課長 高 木 伸 泰
財政担当主任 古 賀 朗 宣
危機管理担当係長 永 田 新太郎
管財課長 永 利 啓 次

秘書広報課長 葉 山 順 子
企画政策課長 中 尾 泰 明
人事課長 永 田 貴 也
総務部長 嵯 峨 栄 二
財政担当係長 尾 形 基 貴
危機管理課長 川 口 隆
生活安全・防犯担当係長 河 野 桂 子
管財担当係長 橋 本 泰 晴

人権政策・男女共同参画課長	谷 典 士
市民生活部長	杉 村 真 子
コミュニティ推進担当係長	梅 本 裕 貴
整備担当係長	中 野 寛 久
国保担当係長	宮 下 無 双
選挙管理委員会事務局長	前 田 英 徳

人権・同和政策担当係長	田 川 誠
コミュニティ推進課長	吉 田 浩 隆
市 民 課 長	高 口 修
国保年金課長	山 田 和 成
医療年金担当係長	藤 本 光 信
選挙担当係長	市 川 勝 也

○出席事務局職員（３名）

局 長	荒 金 達
主 査	森 敬

課 長	高 木 美智子
-----	---------

開会 午前9時00分

○委員長（前田倫宏君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、総務市民常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に10名の議員が傍聴に出席しておりますので、報告しておきます。

では、会議に入ります前に、念のため申し上げますが、会議中発言のある方は挙手をし、いただき、私から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。また、携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードでの対応をお願いいたします。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件についてほか3件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めてまいります。

それでは、議題に入ります前に、杉村部長がお見えですので、御挨拶をいただき、出席職員の御紹介をお願いいたします。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 委員の皆様、おはようございます。市民生活部、杉村です。

本日、市民生活部所管で本委員会に提案いたしますのは、説明順に、議案第20号、6号、28号、32号、16号、5号の6件と、午後から所管事務調査1件、所管事務報告2件の御説明をさせていただきます。よろしく御審議お願い申し上げます。

初めに、国保年金課の件でございますが、国保年金課につきましては、このたび資料差し替えを事前に行わせていただきました。大変御迷惑をおかけしまして申し訳ありませんでした。以後、十分注意してまいりたいと思っております。

改めて、職員が自己紹介をさせていただきます。

○国保年金課長（山田和成君） おはようございます。国保年金課長の山田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○国保担当係長（宮下無双君） 国保担当係長、宮下です。よろしくお願いいたします。

○医療年金担当係長（藤本光信君） 医療年金担当係長をしております藤本と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、議案第20号、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） それでは、説明を始めさせていただきます。

まず、提案内容の補足説明書を用いて説明させていただきますので、補足説明書の77ページを御覧ください。

今回の補正予算の内容といたしましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,933万9,000円ずつ減額し、98億1,432万1,000円とするものです。

歳出予算の補正の内容から説明いたします。

まず、7款1項5目の保険給付費等交付金償還金は、令和6年度の特定健康診査や保健指導負担金の精算額が確定したことから139万4,000円を増額するものです。

次に、8款1項1目の予備費は、歳入歳出の差額調整のため2,073万3,000円を減額するものです。

続きまして、歳入予算補正の内容について説明いたします。

まず、3款1項1目の保険給付費等交付金は、福岡県からの交付額が確定したため補正を行うものです。保険給付費等交付金の主な内訳といたしましては、まず、保険者努力支援分を750万円の増額、次に、県繰入金分を1,541万円の増額、次に、特定健診等負担金を82万6,000円の増額とするものです。

続きまして、5款1項1目の一般会計繰入金ですが、こちらは保険基盤安定繰入金を58万2,000円の増額、財政安定化支援事業繰入金を6,841万4,000円の減額としておりますが、こちらは福岡県からの通知に基づき金額が確定したことによるものです。次に、未就学児等均等割軽減分繰入金を9万7,000円の減額、産前産後保険税軽減分の繰入金を23万8,000円の減額といたしますが、こちらは実績に基づき今年度の繰入額が確定したことによるものです。

最後に、一般会計繰入金ですが、こちらは歳出超過が仮に発生したという状態を考慮いたしまして2,509万2,000円を増額とするものです。現在の時点では、予算額に対しまして1億6,000万円程度の不用額を残す黒字決算を見込んではおりますが、最近までインフルエンザの流行が見られておりまして、今後の医療費の請求額次第では最終赤字に傾く可能性も秘めております。万が一に医療費が予算限度額まで達した場合を想定いたしまして、

その際に必要となります赤字補填繰入額として2,509万2,000円を計上するものです。

以上が、議案第20号、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についての説明となります。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　御説明ありがとうございます。今の説明の中で、財政安定化支援事業の繰入金が県からの確定で6,841万4,000円減額になっているんですが、これは県からの確定と言われましたが、この要因というのは一時的なものなのか、構造的な要因なのか、お尋ねします。

○委員長（前田倫宏君）　宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君）　財政安定化支援事業繰入金の目的としては、被保険者の保険料負担能力、高齢化の進行具合、それから病床数など勘案して、県が各市への配分を決めております。なので、詳細な原因については我々としては把握し難いところもありますが、予算を組むに当たって過去3年実績を基に組んでおります。実は令和5年度がかなり多めの繰入れになっておりました影響で、令和7年度の予算としては高めに設定をされておりましたが、実際に今年度の県算定は、例年どおりと言えらると思いますが、令和5年度と比べれば低めの数字になったものですから、予算策定時よりは6,800万円減っているという結果になっております。

被保険者の保険料負担能力、簡単に言えば所得ということになるかと思いますが、そんなに激増したとは我々思っておりませんので、例年どおりの数字に戻ったと認識しております。

以上です。

○委員長（前田倫宏君）　ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君）　歳入の一番上のところ、保険給付費等交付金のところですけど、例年、特定健診等の呼びかけとか努力されていると思うんですけど、今年度、何かまた新しくされたとかいうことがあったら教えてください。

○委員長（前田倫宏君）　山田課長。

○国保年金課長（山田和成君）　特定健康診査に対する取組の強化についてですけども、

今年度より、福岡県の国民健康保険団体連合会が取りまとめて、民間の企業に案内等の業務を委託するということが始まっております。

私も一度中身を拝見させてもらったんですけども、非常にキャッチーで、見た方が見開いて関心を持たれるような内容のはがきになっておりまして、結果として本市においても例年より健診の受診率は向上しているという実績が報告されております。

来年度以降も引き続き同じような形で委託を考えておりまして、さらに健診率の向上につながっていくものと考えております。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありますか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 一般会計からの繰入金が2,500万円ですけど、繰入れするだけの財政の余裕はちゃんとあったのかどうか、その辺をお願いします。先ほど山本委員から聞かれた6,800万円のマイナスとかいうのは県の確定でしょうから、一般会計とは関係ないところがあるから、資金の余裕がそれだけあったのかどうか、お願いします。

○委員長（前田倫宏君） 宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 今回、もし赤字が発生したと仮定した場合の2,500万円の繰入れを計上しておりますけども、こうせざるを得ない理由の一つが、想定よりも県の指示してきます財政安定化支援繰入金が減っていると。もしこれが6,400万円減らなければこの2,500万円を計上する必要はなかったものでありますので、もともと当初予算で財政安定化支援繰入金を6,800万円減額せずに繰入れする予定でしたから、この2,500万円の原資はもともとあったということになります。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第20号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第20号、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第6号、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） それでは、議案第6号、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

まず最初に、改正の内容を御覧いただきたいと思いますので、議案書の74ページをお開きください。こちらに改正の内容を列記しておりますが、全て税率や税額の変更に關するものとなっております。この内容だけ拝見していただいても中身が難しいものとなっておりますので、こちらからは説明資料を用いて説明させていただきたいと思います。

それでは、説明資料の1ページをお開きください。

今回の条例改正の趣旨といたしましては、令和15年度に迫ってまいりました福岡県下全ての市町村での国保税率の統一に向けまして、本市の令和8年度国民健康保険税率を、県が示しました標準税率案に沿って改定するものとなっております。

2ページを御覧ください。こちらに国保財政の基本的な枠組みといたしまして、福岡県、本市、医療機関及び被保険者——加入者ですね、の関係を相関図で示しております。

国民健康保険事業は、平成30年度以降、県と市町村が共同で運営しており、本市の国民健康保険事業特別会計と福岡県の国民健康保険特別会計は密接に連携して運営されております。市町村が医療機関に支払います保険給付費はその全額を県が負担しますが、市町村は県に対して事業納付金を納めます。事業納付金の原資は、被保険者からいただきました保険税と市町村の一般会計からの繰入金で成り立っております。そのうち繰入金は一定のルールの下で限定されておりますことから、事業納付金の支払資金が不足しないように適切な保険税率等を設定するとともに、収納率の向上に努めていく必要がございます。

県は、次年度の市町村ごとの事業納付金の金額を決定する際に、併せて適切な保険税率も通知いたします。県が通知する税率を標準保険税率と申し上げますが、本市はこれまで、

原則的にこの標準保険税率に沿って税率の改定を実施してまいりました。

令和8年度の国保税率等の改定に当たりましては、留意すべき点が2点ございます。まず1点目は、県単位での国保税率との統一を考慮する必要があること、2点目は、子ども・子育て支援金分の徴収が新たに始まってまいりますことです。

3ページを御覧ください。こちらに国保税率の県単位統一化に向けた進捗状況について概要をまとめております。

日本社会の少子高齢化に伴いまして、市町村国保の加入者数は減少の一途であります。また、過疎自治体におきましては、国保の運営が困難に直面しております。加入者が少ないと、多額の保険給付に備えまして、あらかじめ保険税率を高く設定しておく必要がある一方で、その見込みが外れて保険給付の原資が余り過ぎると翌年度は税率を下げるなど、税率の乱高下が頻繁に発生するという問題が生じてまいります。こうした問題を解決するべく、国保税率の決定を市町村単位ではなく県単位に統一することが求められております。

国は、県単位での国保税率等の統一の目標年限を遅くとも令和17年度としておりまして、既に現時点で大阪府と奈良県で完全統一に至っております。

本県は、令和6年4月に策定されました第2期福岡県国保運営方針におきまして、県単位での国保税率との統一に向けたロードマップを令和8年度までに作成することを目指すことを定めました。

ここで、ロードマップの概要を説明いたします。まず、本県は、国保税率との統一は令和15年度を完了年度としております。その進め方については2段階に分かれており、まず、第1段階としては納付金ベースの統一となっております。これは、地域ごとにかかった医療費を県全体で分かち合うというものになっております。本市は1人当たりの医療費が県の平均よりも若干低いため、結果として医療費が高い市町村を支えることになり、保険税率等を引き上げる必要が生じてまいります。この納付金ベースの統一は、令和7年度から激変緩和策を取りながら既に動き出しております。

次に、第2段階として完全統一に向けての調整が令和10年度から始まります。完全統一の中心となります内容は、市町村ごとの収納率の実績によらずに一律に保険税率を決定するというものになっております。これによりまして、収納率の高い市町村が収納率の低い市町村の収納不足を支えるために、保険税率を引き上げる必要が生じてまいります。本市の収納率は、県内での順番で申し上げますと、中央値よりも低い順位で推移しております。結果的に収納率の高い市町村に支えてもらうということになりまして、やや保険税率が引

き下がっていくことが予想されております。

このように、令和15年度の完全統一へ至るまでの間に、本市の保険税率は、現時点での予想にはすぎませんが、令和8年度からは一旦上昇しますが、令和10年度からは僅かに下がっていくということが期待されております。

4ページを御覧ください。こちらは子ども・子育て支援金制度についての説明となっておりますけれども、令和8年度から新たに徴収が始まります。この子ども・子育て支援金分は、こども家庭庁が実施いたします少子化対策の財源といたしまして、国保だけでなく被用者保険や後期高齢者医療制度を含む全ての公的医療保険の中で徴収が始まります。政府の試算による1人当たりの負担額ですけれども、平均額で令和8年度は月額250円、年額で3,000円、令和9年度は月額300円、年額で3,600円、令和10年度は月額400円、年額で4,800円と試算されております。

続きまして、5ページを御覧ください。事業納付金の推移です。

事業納付金は、県が県全体の医療費を推計し、さらに子ども・子育て支援金分を加え、各市町村に案分して請求するものになっておりまして、本市の令和8年度の納付金額は26億1,409万4,567円となっております。

6ページを御覧ください。こちらは被保険者数年間平均の推移です。

本市の令和8年度の被保険者数は推計で1万6,467名となっておりますけれども、団塊世代が国保から後期高齢者医療制度に移行したことで、今後さらなる減少が見込まれております。

7ページを御覧ください。こちらは1人当たり事業納付金の推移となっております。

被保険者数の減少と事業納付金の増加で1人当たり15万8,747円となりまして、前年度から6,714円増額となっております。

続きまして、8ページを御覧ください。こちらは令和8年度標準保険税率に基づきます本市の保険税率の改定案の内容となっております。

概要といたしましては、医療給付分が増えた一方で、後期高齢者支援金分と介護納付金分は減っております。しかし、新たに子ども・子育て支援金分が追加されておりまして、全体としては負担の増となっております。

詳細を申し上げます。まず、医療給付分ですけれども、所得割の税率が6.83%から7.12%へ、均等割額が2万8,100円から3万863円へ、平等割額が2万5,900円から2万7,901円とそれぞれ増えております。一方で、後期高齢者支援金分は、所得割額の税率が2.80%から

2.56%へ、均等割額が1万2,300円から1万1,836円へ、平等割額が1万700円から1万95円へとそれぞれ減っております。同様に介護納付金分も所得割額の税率が2.43%から2.3%へ、均等割額は1万8,000円から1万7,546円へとそれぞれ減っております。そして、新たに始まります子ども・子育て支援金分は、所得割額の税率が0.24%、均等割額は18歳以上は1,134円、平等割額は1,107円となっております。

この結果、トータルでは所得割額の税率が12.06%から12.22%へ、均等割額が5万8,400円から6万1,379円へ、平等割額は3万6,600円から3万9,103円へと増額となっております。

続きまして、9ページを御覧ください。今回の税率改定によります加入者の年間税額への影響を、八つのケースを想定してまとめております。

こちらでは単身世帯から4人世帯まで、かつ、所得の金額もゼロ円から600万円まで様々なケースを想定して試算を行ったものです。括弧内にあります数字は、税額のうち、子ども・子育て支援金分を表しております。結果として、いずれのモデル例におきましても増額となる結果となっております。

10ページを御覧ください。こちらは令和7年度におけます県内の29市の世帯当たりの国保税額を比較したグラフとなっております。

ただいま説明いたしました9ページの上から4番目のモデル世帯、申し上げますと、4人世帯で所得金額が400万円という世帯を用いて29市間の保険税を比較したものとなっております。最も高かったのは直方市の75万5,600円、一方で、最も安かったのは飯塚市の60万8,500円となっております、その差は年額で14万7,100円となっております。現在はこのように29市間で保険税額に差が生じておりますが、令和15年度には県下60市町村で一律の税率が適用されることになってまいります。

以上が令和8年度国保税率の改定案の内容となります。

本市といたしましては、令和15年度に迫ってまいりました県単位での国保税率統一に向けて、県が示した改定案に沿って令和8年度の国民健康保険税率を改定したいと考えております。

なお、この改正案の内容につきましては、せんだって開催されました筑紫野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして御審議をいただきまして、令和8年1月23日付で、運営協議会としては、令和8年度筑紫野市国民健康保険税の税率は福岡県下全市町村の税率統一に向けた動きを踏まえ県が算出した標準税率に合わせて改定することが適

当であるとの答申をいただいておりますことを御報告いたします。

また、今回御審議をいただきます条例改正案には、国保税を構成する従来からの三つの柱であります医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、この三つに関する改定案のみとなっております。また、新たに徴収が始まります子ども・子育て支援金分に関する改定案は含まれておりません。これは、国におきまして子ども・子育て支援金分に関する条例改正令の作成が遅れていることによるものです。

子ども・子育て支援金分の改正につきましては、国から正式な通知がなされ次第、市長の専決処分として条例改正を実施してまいりたいと考えておりますので、御了承賜りますようお願いいたします。

以上が、議案第6号、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明となります。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。3点ありまして、まず1個目は、国は完全統一の目標年限を令和17年としているのに、県は2年早いというか、までになのであれなんです、令和15年までにしたのは背景がどういうことがあるのかがまず1点と、2番目が、子ども・子育て支援金分が新設されて、これは国の分とは分かるんですが、所得割が0.24%となった税率の根拠みたいなのがあれば、御説明いただければと思います。

3点目が、今回の改定で最も負担増となっているのが中間所得層だったり、子育て世帯になってますよね。子ども・子育て支援金分は少子化対策財源ということで設定されてるんですが、子育て世帯に一番負担増が生じている点について、市としてどのように整理されているのか、まず、三つお尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） まず、統一の年度の話ですけれども、国は令和17年度を最終締切年度としていて、それよりはもちろん早いほうがいいということをおっしゃって、財務省からは令和12年度に早めるべきだとの意見も出ており、恐らく厚生労働省としてもそれを受けて令和17年度、16年度、15年度、若干前倒しの最終年限に改定するのではないかと思います。福岡県もそういった動きを踏まえて令和15年度ということにしているところです。

それと、2点目は、子ども・子育て支援金分の所得割ですね。所得割と均等割、平等割と3要素あって、所得割でたくさん取るのか、均等割で取るのか、こういったバランスがなかなか難しいところではあるんですが、これは実際は市で計算したものではないので責任を持って根拠が言えないところではあります。子ども・子育て支援金分に限らず、医療給付分、後期高齢者分、全て同じ考え方なんですけども、福岡県の県民の国保加入者の所得に対して所得割をどの程度に設定すればいいのかというシミュレーションを県においては何回もやっているかと思います。所得が低い県、高い県、若干差があろうかと思えますけども、所得が全体的に低い状態であれば均等割、平等割を高め設定しないことには全体の収入が減ってしまうといった事情がありますから、逆に所得が高ければ所得割でたくさん取れますので、均等割、平等割を減らすことができる。こういったバランスを県においてシミュレーションし、このバランスに落ち着いているというふうに理解しております。

それから、3点目の子育て支援のお金なのに子育て世帯に負担が重いのではないかとこのことであります。

資料の9ページですね。9ページの子育て世帯といえば黄色いところですね。4人世帯なんですけども、これは男性50歳、女性50歳、そして子どもが15歳と12歳という4人家族を想定しています。

まず、1ページ戻ってもらって、8ページの改定案ですけども、所得割が0.24%、そして均等割、1,093円と41円と分かれておりますが、合計して考えていただいて1,100円程度になります。そして平等割が1,107円。平等割は1世帯につきかかる基本料ですから、これは全世帯に平等ということです。所得割は所得がある人だけにかかりますので、子どもには関係ない。そして均等割ですけども、この子ども・子育て支援金分のみ18歳未満は免除ということになっていまして、子どもは完全に免除ということになります。言い方を変えれば、平等割は全世帯にかかりますけども、そこを外せば所得割も均等割も子どもは一切かからないという仕組みになっています。

なので、先ほどの9ページ、4人世帯の中でも大人2人にしかかかっていないものでして、そういう意味では、その1個上の子どものいない2人世帯とかかり方は同じなんですけども、ここで差が出てくるのは、所得が多ければ所得割に応じて負担が少し増えてくるよということです。

これも筑紫野市、福岡県ではどうしようもない面がありまして、国で一律決まっております。

ますが、こども家庭庁の考え方としては子どもからは一切取っていないということで、子育て世帯の負担減を図っているという説明を受けております。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 9ページに示されている表は、国、県を経て示された表じゃないかと思うんですけど、これまでも市としてどうにか皆さんに納得のいただける一番いいパターンはないかということいろいろ試算されていると思うんですけど、今年度もそういう試算をやってみたとかいうことはあるんでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 今年度については、まず基本的に、令和15年度というふうに県での統一目標年限がはっきりしておりますので、最終的には令和15年度になれば一切市でのシミュレーションというのはできなくなります。福岡県のこういった算定どおりに自動的になってくる。それまでの間に、県の言う税率よりも低く設定するだとか、そういったことはできなくはないですが、ただ、これまでの経験則からいって、県の税率のシミュレーションはかなり正確なものだと我々は認識しています。このとおりにやれば本当にぎりぎり黒字に落ち着くということが過去あっておりますので、もし市独自案というのを設定したときに、例えば、所得割を下げる代わりに均等割を上げるとか、いろんなことが考えられます。少しバランスを崩したときに本当に黒字化するのかというところがかなり自信の持てない面があり、そういった理由で今年度は市独自の案というものは検討しておりません。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 3ページの説明の中で、令和7年から開始した納付金ベースの分は若干引き上がると、令和10年の開始の分の完全統一は、徴収率が真ん中より低いので少し引き下がる可能性があるということだったんですが、例えば、令和10年度のどれぐらいになるかというのはまだ市では把握していないのでしょうかというのが1個と、例えば、さっき、子育て支援分を子どもからは取ってはいないけどやっぱり上がっている。中間層の所得の人たちは結構上がることになる。そういうことになったときに、市民負担の増加を抑えるために、市として何か対策、基金を活用するとか、そういうお考えはあるのかだ

け、2点お尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 令和10年度以降の国保税が少しずつ下がるのではないかという大まかな傾向はこの統一の2段階の進め方から理論的に導かれることで、大まかな傾向としてはそういう予想をしておりますが、具体的な金額については予想していません。というのも、令和10年度、11年度段階で国から県への補助金がどうなっているのか、それを県がどう配分するのかといったことが現時点では予測不可能でありますので、金額の想定はしていません。

それから、子育て世代への援助のことですけれども、少なくとも国民健康保険という仕組みの中のルールで言えば、もし子育て世帯を免除しようとするれば、例えば、条例でそういった免除の要綱をつくるとかということになりますね。そうすることで保険税を下げる、これがいわゆる赤字補填目的繰入れと呼ばれているものに当たり、国、県から厳しく禁じられている、まさにそういった内容になってきますから、国保の仕組みの中でのそういった手当は実質的には禁じられているということになります。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 1点、9ページの表で気になっているというか、2人世帯のブルーのところとグリーンのラインのところなんですけれども、一番下のグリーンの73歳、高齢者の所得250万円のところが1万4,000円という負担増と。ブルーのところの一番上2人世帯、所得240万円は1万3,600円ですと。この所得額というところが非常に気になって、ブルーのところは今後上昇していくと。ただ、グリーンのところの所得はもう絶対上昇しないですね。それで、個人的に一番下の1万4,000円プラス年額というのは非常に負担が大きいんじゃないかなということで、先ほども山本委員とか言われていましたけれども、このグリーンのところを低く抑えるということはできないのでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） 今の御質問で、負担が増えていくということでどうにかならないかということだったと思いますけれども、ひとえに医療費が年々上昇しているという背景がありまして、今の傾向が続く限り、負担増は避けて通れない道だというふうに認識しております。

例えば、公費を投入して負担を緩和しようということも考えられるんですけども、保険というのが国民健康保険以外にも被用者保険であったり後期高齢者医療保険だったり、被用者保険の中にも様々な保険の種類がありまして、その中の一つであります国民健康保険だけに公費を重点的に配分するとなりますと、その他大勢の他の医療保険に入っている方からもまた御意見とかあろうかと思います。そういった面でなかなか公費を投入して負担を和らげるというのも限界がございますし、そもそもが医療費の増加がひとえに原因となっておりますので、まずもって医療費をいかに抑えていくかというのが肝要なことだと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 表の10ページですけど、飯塚市と直方市が15万も差があるというのは、結果的にこれは国保の特別会計にどう影響を与えているのか、分かりやすく説明してくれませんか。

○委員長（前田倫宏君） 山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） 10ページのグラフですね。左は安くて、右が高くてとなっておりますけども、なぜこんなに国保税が年間で違うのかというのが、一つは、複数年度見たときに、例えば、左は安くなっておりますけども、結果として発生した余剰金を活用しながら、例えば、この年度の保険税の負担を抑えているというような背景もございます。

一方で、右は、ある意味正当な税率、黒字になるぎりぎりのところまで詰めてきたというような効果が現れているんじゃないかなと思います。

本市は余剰金がほとんどないような状況で現在に至っておりまして、県が示しました税率が割といい線をついていたのかなというふうに考えております。

そういった背景がありまして、29市下の中でまちまちな保険税額になっているという結果になっております。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） その結果を踏まえて、筑紫野市のこの分をどう評価しているのか。

○委員長（前田倫宏君） 山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） 本市の国民健康保険税の税率設定につきましては、適正

な税率で設定されているものというふうに認識しております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第6号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第6号、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時42分

再開 午前9時55分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第28号、令和8年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） 議案第28号、令和8年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算について説明いたします。説明資料を用いて説明いたしますので、資料の2ページを御覧ください。

こちらに国民健康保険事業特別会計の仕組みとして、福岡県、本市、医療機関及び被保険者の関係を示しております。こちらの内容につきましては、先ほどの国民健康保険税条例改正の中で触れましたので、ここでは説明を省略させていただきます。

3 ページを御覧ください。こちらに令和 8 年度の国民健康保険税の改正内容の概要と計算例をまとめております。

改正内容といたしましては、まず最初に、保険税のうち医療給付分の税額が上がること、一方で、後期高齢者支援金分と介護納付金の税額は下がること、新たに子ども・子育て支援金分の徴収が始まること、賦課限度額が 4 万円上がること、トータルとしては前年度と比べて税額が上がるのがポイントとなっております。

ページの中段以降に令和 8 年度の保険税の計算例を掲載しておりますので御覧ください。

こちらでは、営業所得が 300 万円の世帯主、給与所得が 35 万円の配偶者、それに 5 歳の子どもさんという 3 人世帯の例で保険税を試算しております。このケースでいきますと、まず、医療給付分が前年度と比べて 1 万 6,400 円高くなっております。一方で、後期高齢者支援金分は前年度と比べて 8,000 円安くなっております。また、介護納付金分も前年度と比べて 3,800 円安くなっております。しかし、これらに新たに始まります子ども・子育て支援金分が上乗せになることで、トータルといたしましては前年度と比べて 1 万 4,100 円高くなるという試算結果となっております。

4 ページを御覧ください。令和 8 年度の事業概要と予算の状況についてです。

まず、事業の概要ですが、令和 8 年度の被保険者数は前年度と比べて 649 名減の 1 万 6,467 名を見込んでおります。これは本市の総人口の 15.5% に当たります。

続いて、保険給付費は前年度と比べて約 2 億 5,200 万円減の 65 億 7,357 万 7,000 円、1 人当たりの保険給付費は前年度と比べて約 1 万 1,000 円増の 39 万 9,195 円を見込んでおります。被保険者数が減ることで、保険給付費の総額も減る見込みとなっておりますけども、一方で、1 人当たりの医療費は増える見込みとなっております。これは医療の高度先進化、そして高額な医薬品の保険適用、診療報酬の改定などが要因と考えられます。

次に、歳入歳出予算の状況ですが、前年度と比べて約 2 億 3,400 万円減の 94 億 6,483 万 1,000 円を見込んでおります。

続きまして、5 ページを御覧ください。令和 8 年度の歳入予算の主な項目について説明いたします。

まず、8 ページの頭です。1 款の国民健康保険税は、前年度と比べて約 1,800 万円増の 18 億 9,518 万 4,000 円を計上しております。被保険者数は減っておりますが、保険税率の改定があったことや、子ども・子育て支援金分の徴収が始まりますことにより増収を見込んでおります。

次に、3 款の県支出金は、前年度と比べて約 2 億 8,400 万円減の 66 億 8,320 万 3,000 円を計上しております。県支出金は、市が医療機関に支払う保険給付費に充てるための普通交付金や、医療費適正化事業の成果を評価して加算されます特別交付金などで構成されておりますが、こちらは被保険者数の減によりまして保険給付費が減ることで前年度と比べて減額となっております。

次に、5 款の繰入金は、前年度と比べて約 3,500 万円増の 8 億 5,802 万円を計上しております。令和 7 年度は事務処理システム標準化作業に関して国の補助金が交付されておりましたが、それを職員給与費等に充てることで一般会計からの繰入額を抑えることができておりましたが、標準化作業が整いまして令和 8 年度はこの補助金がなくなるために、一般会計からの繰入額を増額するものです。

6 ページを御覧ください。7 款の諸収入は、前年度と比べて約 400 万円減の 2,792 万円を計上しております。

このうち、1 款 2 目の退職被保険者等延滞金は、退職者医療制度の清算が完了したことから廃止となっております。

また、3 項 1 目の第三者納付金は、交通事故などによりますけがの治療費を加害者に請求するものとなっておりますけども、約 700 万円の減としております。これは、被保険者数が減ったことによりまして、第三者行為に起因する納付金が減ることによるものです。こちらにつきましても、退職者分につきましては退職者医療制度の清算が完了したことから廃止としております。

なお、3 項 2 目の返納金は、国保から社会保険などに移行した後に、誤って国保の資格で受診した場合の医療費を、後日、本人様に請求するものですが、過去 3 年の実績から 240 万 7,000 円増としております。

最後に、8 款の国庫支出金は、前年度にはなかった社会保障税番号制度システム整備費等補助金の歳入を 11 万 2,000 円計上しております。こちらにつきましては、マイナ保険証の普及に資するような啓発事業、案内等に充当するようにしております。

7 ページを御覧ください。令和 8 年度の歳出予算の主な項目について説明いたします。

まず、1 款の総務費は、前年度と比べて約 1,200 万円増の 1 億 5,639 万 2,000 円を計上しております。

このうち 1 項 1 目の一般管理費は、人事院勧告に基づき職員給与費を増額改定したことにより約 600 万円の増となっております。

○委員長（前田倫宏君）　しばらく休憩いたします。

休憩　午前10時03分

再開　午前10時04分

○委員長（前田倫宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、山田課長から説明をお願いいたします。

○国保年金課長（山田和成君）　では、7ページを御覧ください。令和8年度歳出予算の主な項目について説明いたします。

まず、1款の総務費は、前年度と比べて約1,200万円増の1億5,639万2,000円を計上しております。

このうち1項1目の一般管理費は、人事院勧告に基づき職員給与費を増額改定したことにより約600万円の増となっております。

また、2項2目の収納率向上特別対策事業費は、収納対策に当たる職員を1名増員するため約350万円の増となっております。

次に、2款の保険給付費は、前年度と比べて約2億5,200万円減の65億7,353万7,000円を計上しております。保険給付費は被保険者数の減少に伴いまして全般的に減少しておりますが、このうち3項1目の出産育児諸費のみ、出産件数が僅かながら回復傾向にありますことから400万円の増としております。なお出産件数ですけれども、令和6年度は36件となっており、令和7年度は予算計上41件、8年度は49件を見込んでおります。

次に、3款の国民健康保険事業費納付金は、前年度と比べて約140万円減の26億1,409万7,000円を計上しております。事業費納付金は福岡県の算定に基づき市が県へ納付しますが、被保険者数の減少に伴いまして、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに前年度と比べて減額となっております。一方で、新たに始まります子ども・子育て支援金分が増額となりますことで、事業費納付金のトータルは僅かな減にとどまっております。

8ページを御覧ください。4款の保健事業費は、前年度と比べて約860万円増の7,845万円を計上しております。

1項1目の特定健康診査事業費は個別健診件数の増加で、次の1項2目の特定保健指導費は職員給与費の増額改定で、それぞれ増額としております。

また、2項1目の保健衛生普及費のカミーマの運動健康指導室の運営委託の業者選定プロポーザルを実施するのによりまして、人件費の高騰などを反映して増額としております。

次に、7款の諸支出金は、前年度と比べて約60万円減の4,210万3,000円を計上しております。被保険者数は減少するため、僅かながら減額としております。

9ページを御覧ください。ただいま説明いたしました歳入と歳出予算の内訳を円グラフで表示しております。

続きまして、10ページを御覧ください。こちらのページ以降に、被保険者数と世帯数の推移、被保険者の年齢構成の推移、11ページには保険給付費の内訳の推移、そして1人当たり保険給付費の推移、12ページには医療費適正化のための取組の推移、特定健診の実施状況の推移、最後に特定保健指導の実施状況の推移を掲載しております。

令和7年度、8年度の数値につきましては、予算算定値の見込み値ではございますけれども、大まかな傾向を伺うことができます。

以上が、議案第28号、令和8年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算についての説明となります。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明がありましたけれども、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　説明ありがとうございます。今、説明あったとおりで、被保険者数は減少していて、ただ、1人当たりの保険給付費は増加していて、この構造が続いた場合、国保の財政は長期的に持続可能と見込んでいるのか、市の見通しをお尋ねします。

○委員長（前田倫宏君）　山田課長。

○国保年金課長（山田和成君）　今、御指摘、御質問ありましたとおり、被保険者数は年々減っております。一方で、1人当たりの医療費で見ましたら、年々右肩上がりに増えております。今後もその傾向がしばらく続くのかなと心配はしている中で、今後、令和15年、県が全ての市町村で税率統一して、より一体感を持って運営していこうということで、その中である程度の中長期的な安定は期待できるのかなとは考えております。

ただ一方で、この傾向は、皆様方一人一人の問題として医療費の増加を抑えるにはどうしたらいいかということも本当に考える時期に来ているのかなと思います。

そうした中で、医療費の支出の抑制を図る意味で、一つは以前からやっていますけれど

もジェネリック医薬品をなるべくお使いください、活用してくださいというのもありますし、なるべく早く健康診断を受けていただいて、早めに発見してもらって予防に努めていただきたいという取組を行っています。あるいは、健康推進課が、今、力を入れております健康ポイント事業といったものも、ウォーキングとか運動習慣を通じて体を強くする、病気になりにくい体をつくるという取組、いろいろございます。そういったものを全てトータルで進めていって医療費を削減しないと、本当に大変な状況に陥っていくのではないかと危惧しているところです。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） この予算の前提条件というのは、現行がマイナス0.96、1を切っているということと、医療費が102.8%で見ていってこの予算が成立されているので、過去もこういう予算を組んだんでしょけど、予算編成するときはどう自信があってこの予算になって、このくらいいくなという見通しがあるのかどうか。予算をつくった皆さん方としては、途中で、やっぱりこれだけでは足りなかったなということで、一般会計から補正しなきゃいかんとかというようなことの見通しはどう思ってますか。

○委員長（前田倫宏君） 宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 国保特別会計の中で一番精密に予測すべき点は、やはり医療費の支出額かと思います。例えば、令和7年度現在、先ほど補正予算を御審議いただきましたが、医療費に関しては補正の増額は令和7年度は要求をしておりません。当初予算のとおり収まる見込みです。

これは、ここ数年は過去の月ごとの伸び率を比較しながら上半期の実績と照合しつつ、翌年度の歳出総額を予測するという作業をやっておりまして、令和6年度、7年度、当初予算の枠内で医療費は収まっておりますので、ある程度信頼の置ける方向をできているかなと思っております。令和8年度についても同じ手法で計算しました。

ただ、インフルエンザの流行、新型コロナウイルスの流行、これが季節を問わず突発的に起こっているんで、それを踏まえて多めの予算にはしておりますが、もしかすると予想外の流行等が複数回起こった場合は補正増額が必要となる可能性もなきにしもあらずと考えております。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第28号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第28号、令和8年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第32号、令和8年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） それでは、議案第32号、令和8年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算について説明いたします。

こちらで説明資料を用いて説明させていただきます。資料の2ページを御覧ください。

こちらに後期高齢者医療制度の仕組みといたしまして、福岡県後期高齢者医療広域連合、そして本市、医療機関及び被保険者の関係を相関図で示しております。

福岡県後期高齢者医療広域連合は県内60の市町村が加入しており、保険料の賦課決定や被保険者の資格管理、医療を受けた際の給付事業などを担っております。本市は、広域連合が賦課決定した保険料の徴収、資格確認書の交付、各種申請や届出の受理などを担っております。

続きまして、3ページを御覧ください。こちらは後期高齢者医療制度におけます医療費の負担の内訳となっております。

医療費は窓口負担額と医療給付費で構成されております。このうち医療給付費は、全体の約半分を国、県、市による公費で賄い、次に、全体の10分の4を現役世代からの支援金

で賄っております。最後に、全体の10分の1を被保険者自身の保険料で賄うようになっております。

続きまして、4ページを御覧ください。令和8年度の後期高齢者医療保険料の改正内容の概要と計算例をまとめております。

後期高齢者医療制度は2年置きに保険料等の見直しが行われますが、令和8年度の改正点をまとめておりますので説明いたします。

まず、改正の1点目としましては、医療分の保険料が上がります。次に、新たに子ども・子育て支援金分の徴収が始まってまいります。次に、保険料の賦課限度額が上がります。なお、激変緩和措置といたしまして、医療分に係ります均等割などの軽減割合がこれまで最大で7割となっておりましたけども、令和8年度は最大で7.2割まで軽減をするという措置を講じるようになっております。

税率等の具体的な数値でございますけども、まず、医療分の保険料は所得割額が11.8%から11.7%へと僅かに減っております。一方で、均等割額は6万4円から6万6,340円に増えております。また、子ども・子育て支援金分として所得割額は0.25%、均等割額は1,339円、それぞれ上乗せで徴収され出します。さらに、これまで最大で80万円でありました賦課限度額が、子ども・子育て支援金分も含めまして最大で87万1,000円まで拡大しております。

ページの中段以降に令和8年度の保険料の計算例を掲載しておりますので御覧ください。

ここでは、年金収入が200万円の世帯主、同じく年金収入が100万円の配偶者という2人世帯で、均等割額を5割軽減した場合の例で試算しております。このケースですと、世帯主である夫の医療分が前年度と比べて2,560円高くなり、新たに子ども・子育て支援金分が1,840円課せられます。その結果、保険料がこれまでよりも4,400円高くなるという結果になっております。続いて、配偶者の妻の医療分が前年度と比べて3,170円高くなっており、新たに子ども・子育て支援金分が660円課せられます。その結果、保険料がこれまでよりも3,830円高くなっております。このように、夫婦そろって保険料が高くなるという試算結果になっております。

なお、令和8年度は、負担増を緩和する措置として、先ほど申し上げましたけども、医療分に係ります均等割額の軽減割合が、これまでの7割から7.2割まで拡大する措置が講じられます。

5ページを御覧ください。令和8年度の事業概要と予算の状況についてです。

まず、事業概要ですが、令和8年度の被保険者数は、前年度と比べて585名増の1万5,629名を見込んでおります。これは本市の総人口の14.7%に当たります。

続いて、総医療費は前年度と比べて約8億8,900万円増の177億5,004万2,848円、1人当たりの医療費は前年度と比べて約1万5,000円増の113万5,712円を見込んでおります。総医療費、1人当たりの医療費ともに増える見込みとなっておりますが、これは、被保険者数の増加に加えまして医療の高度先進化や高額な医薬品の保険適用、あるいは診療報酬改定など、国保と同様の要因が考えられます。

次に、歳入歳出予算の状況ですが、前年度と比べて約2億6,700万円増の35億2,827万9,000円を見込んでおります。

続きまして、歳入歳出予算ごとに主な内訳について説明いたします。

6ページを御覧ください。まず、歳入予算の主な項目について説明いたします。

1款の後期高齢者医療保険料は、前年度と比べて約2億円増の18億4,543万4,000円を計上しております。被保険者数が前年度と比べて増えたことや保険料の改定があったこと、そして新たに子ども・子育て支援金分の徴収が始まることにより増額となっております。

次に、3款の繰入金は、前年度と比べて約7,000万円増の16億7,979万6,000円を計上しております。繰入金は、市が福岡県後期高齢者医療広域連合に納付する納付金の原資となり得るものとなっておりますが、被保険者数の増加に伴う医療費の増額に比例する形で前年度と比べて増えております。

次に、5款の諸収入は、前年度と比べて僅かに減となります301万2,000円を計上しております。

最後に、6款の国庫支出金は、令和7年度中にシステムの改修が完了する見込みとなりましたことから令和8年度は計上しておりません。

7ページを御覧ください。歳出予算の主な項目について説明いたします。

まず、1款の総務費は、前年度と比べて約320万円減の1,090万円を計上しております。

このうち1項1目の一般管理費は、令和7年度内にシステム改修が終了することにより、約370万円の減となっております。

また、2項1目の徴収費は、被保険者数の増加に伴い、各種通知等に係る郵便料が増えますことで、約50万円の増額としております。

次に、2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度と比べて約2億7,000万円増の35億1,451万9,000円を計上しております。被保険者数の増加に伴い増額となっております。

が、とりわけ1項1目の内訳であります保険料負担金が、前年度と比べて約2億5,000万円の増と顕著に増えております。

次に、3款の諸支出金は、前年度と比べて約40万円減の281万円を計上しております。これは、ここ数年の還付金の実績を反映いたしまして、結果として僅かに減額としております。

8ページを御覧ください。ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内訳を円グラフで表示しております。

続きまして、10ページを御覧ください。こちらには被保険者数の推移と1人当たりの医療費の推移、そして健康診査の実施状況についての推移をまとめております。令和7年度、8年度は予算算定時の見込み値ではございますが、大まかな傾向を伺うことができます。

以上が、議案第32号、令和8年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算についての説明となります。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　御説明ありがとうございます。2点あります。令和8年度から子ども・子育て支援金分の徴収が始まります。制度趣旨は理解するんですけども、先ほどもありましたけれども、高齢者にとって新たな負担になります。後期高齢者の方には少し重いと思うんですね。市としてどのような説明をしていくのか、その見解をお尋ねするのと、もう1個は、医療費の伸びを抑えるのがすごく大事だと思うんですけど、健康診査の受診率向上、高齢者も受けられるようになりましたけれども、これに対する具体的な取組をお尋ねします。

○委員長（前田倫宏君）　山田課長。

○国保年金課長（山田和成君）　まず1点目の子ども・子育て支援金分が後期高齢者医療制度に上乗せになるということに対する説明なんですけども、これは全ての保険の加入者が対象なので、全ての方が何だろうなとなってくるかと思います。特に高齢者についてはよりそういった御意見が強いのかなと思いますけども、国、県が一応こういったQ&A、想定したものを案としてつくっておりますので、そういったものを、例えば、通知書に同封して、少し御理解いただくための取組をすとかいうのを考えております。

ただ、それでもたくさんの御意見をいただくとしますので、その辺は状況を見ながら

丁寧に対応していきたいと思っております。

もう一点の健康診査の関係なんですけども、後期高齢者の健康診断の受診率はずっと低いようなんですけど、一つ言えますのが、ふだんからかかりつけ医にかかってあって、先生に日常的に御自身の体を診てもらっているというのがありまして、あえて市が主催する集団健診とかに行かれないのかなというふうに思ってますし、そういった意味では、逆に、ふだんから見ていただいているので安心できるのかなというのは感じているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 今の御説明は納得する部分もあるんですけど、意外と健診に行かなくて、もう取り返しがつかない状態とか、発作を起こされてという方が割と地域にいらっしゃるんですよね。かかっている方はそうだと思うんですけど、かかっていない人は変な自信があったりとか、どうせお医者さんに行っても同じとか、根拠のないことを考えてらっしゃるんですよ。

かかってらっしゃる方のデータはあるんだろうと思うので、そうじゃない方に対する啓発ですね。後悔の念が多いというような言い方はよくないけど、免許更新のときもそうですよね。事故を起こして飲酒運転を後悔している人がいるというような宣伝の仕方もあるけれど、やっぱりお医者さんにかかっていない、医療機関にかかっていない方への啓発というのはやっていかないと、そこがかえって倒れられてからの医療費ががーんと多いんじゃないかなと思うんですよ。そこら辺のところの御努力をお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） ただいま御指摘を受けました、自分に自信があってあえて受けられないとかいう方も一定数いらっしゃるということなので、健康推進課とも、もう少しそういった方々が健診に向いてくれるような取組について、今後、研究してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 1 個お尋ねがありました。先ほどの国保のときの子ども・子育て支援金分というのは歳出の中に入っていたんですけど、後期高齢者はどこに反映されているのでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） 子ども・子育て支援金分の収入がどこに出てきているかという御質問でよろしいでしょうか。

7 ページの歳出のページの 2 款 1 項 1 目に広域連合納付金というのがございます。この中に保険料等負担金というのがございまして、この中に含まれているということによろしいかと思います。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 国保にしても高齢者も、先ほど山本委員の子ども・子育て支援金の分が出てきたんですけど、これではよく分かるんだけど、社会保険の中もこういう思想が入っているんですかね。お尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） いわゆる被用者保険——社会保険ですね、も同様に、全ての加入者に子ども・子育て支援金分が上乗せで徴収が始まるということになっております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第32号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第32号、令和 8 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべき

ものと決しました。

所管の課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議題に入ります前に、所管の課が入れ替わっておりますので、出席職員の御紹介をお願いいたします。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） それでは、議案第16号になります。市民課職員が出席しております。自己紹介させていただきます。

○市民課長（高口 修君） 市民課の高口です。よろしくお願いいたします。

○整備担当係長（中野寛久君） 同じく市民課整備担当係長をしております中野と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、議案第16号、字の区域及び名称の変更の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

高口課長。

○市民課長（高口 修君） それでは、字の区域及び名称の変更について御提案させていただきます。

提案内容補足説明書は69ページになります。70ページには変更箇所図を明示しているところです。Side Booksの説明資料に沿って御説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

では、始めさせていただきます。2ページを御覧ください。

筑紫野市大字萩原・大字筑紫（城山地区）になりますが、その一部で行われております住宅地開発に係ります区域内の町名をむさしヶ丘五丁目に変更したいとの要望書が、むさしヶ丘区、萩原区、城山区長同意の下、地権者から提出されましたので、地方自治法第260条の規定に基づき、字の区域及び名称の変更を行うものです。

対象地域の筆数は、大字萩原が38筆、大字筑紫が28筆、面積は約4.8ヘクタールになり

ます。4,800平米です。これは市役所の敷地の大体3.3倍ほどの広さになります。予定戸数は143戸、計画人口は761人となっております。

今後の予定ですが、議会承認を得られましたら4月上旬に告示、8月末をめどに住宅用地の引渡し、12月に入居開始予定となっております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。まず、確認ですけれども、対象区域内の地権者の同意状況は、区長さんには同意の下、提出されたとありましたけれども、地権者の同意状況はどの程度であったのかお尋ねします。あわせて、周辺住民への説明や周知はどのように行われたのか、お尋ねします。

もう一個が、名称変更に伴う住所変更とか、住民の方の手続とか、様々な手続があるんじゃないかと思うんですが、市として、対象となる方々への周知や手続上の支援とかどのように行うのか、二つお尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 高口課長。

○市民課長（高口 修君） 地権者の同意状況が1点目ということですが、この地域は開発に基づいて行っておりますので、まだ地権者は、今、開発業者になっておりますので、その同意というのは開発業者との同意という形になっております。

それから、周知方法についてと、あと住民への手続の方法という形ですね。これにつきましても、これから住宅が建っていく状況になっておりますので、転入等手続される際に住所の設定等々のお伝えというのはさせていただくことを考えております。

あと、住所の地番のお話でしたか。恐らく御質問では住居表示の話をされてあったのかなと思いますけれども、ここの五丁目につきましては、むさしヶ丘四丁目と同じく、土地の地番がそのまま住所という形になりますので、そちらの御説明というのはございません。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 元の大字萩原と大字筑紫、それと新しくなるむさしヶ丘、それぞれの地域に対する市民への情報提供というか、その辺りはどんなふうにされるんでしょう

か。

○委員長（前田倫宏君） 高口課長。

○市民課長（高口 修君） 今、更地の状態ですので、これから家が建ちまして、転入の際に住民の方には御説明するという形になります。

○委員長（前田倫宏君） 要は、萩原とむさしヶ丘というのは恐らく自治会が違うと思うんですよ。だから、そういった中で自治会が、ここがむさしヶ丘五丁目になるという理解があるのかとか、そういったところだと思いますけど、いいですか。

高口課長。

○市民課長（高口 修君） 申し訳ありません。地元の方々には、区長さん、それぞれむさしヶ丘区、萩原区、あと筑紫の城山地区の区長さんを通して御説明をさせていただいております。

○委員長（前田倫宏君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時43分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第16号の件を討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第16号、字の区域及び名称の変更の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管の課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管の課入替えのため、出席職員の御紹介をお願いいたします。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） それでは、議案第5号になります。

コミュニティ推進課職員が出席しております。自己紹介いたします。よろしくお願いいたします。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 皆様、こんにちは。コミュニティ推進課の吉田です。よろしくお願いいたします。

○コミュニティ推進担当係長（梅本裕貴君） こんにちは。コミュニティ推進課係長をしております梅本です。よろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、議案第5号、筑紫野市地域コミュニティ推進条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） それでは、議案第5号、筑紫野市地域コミュニティ推進条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書は71ページ、72ページでございます。提案内容補足説明書は29ページ、30ページになります。提案内容補足説明書を用いまして説明させていただきます。

本件は、令和8年3月31日をもって二日市コミュニティ運営協議会が解散し、令和8年4月1日より二日市わがまち協議会、二日市北コミュニティ協議会、天拝ふるさと協議会が設立されることに伴い、条例の別表において規定する団体の区域に変更が生じるため、条例の一部を改正するものでございます。

現行の二日市コミュニティ運営協議会は21行政区から成る区域となっておりました。新たに設立される二日市わがまち協議会が12行政区の区域、二日市北コミュニティ協議会が4行政区の区域、天拝ふるさと協議会が5行政区の区域になります。

施行日につきましては、新たな三つの協議会が令和8年4月に設立されることから同日としております。なお、筑紫野市地域コミュニティづくり交付金交付要綱に規定するコミュニティ運営協議会の定義が「本条例の別表に規定する協議会」としていることから、令和8年度コミュニティづくり交付金の交付対象団体として本条例への記載が必要となりますことを申し添えさせていただきます。

説明は以上となります。御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第5号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第5号、筑紫野市地域コミュニティ推進条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午前10時48分

再開 午前11時04分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入ります前に、所管の課が入れ替わっておりますので、嵯峨部長から御挨拶いただき、出席職員の御紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） お疲れさまです。総務部、嵯峨でございます。

本日は、総務部所管といたしまして、条例関係1件、その他議案1件、令和7年度特別会計補正予算3件、令和8年度特別会計予算4件、議案を御説明をさせていただきたいと思っております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず、令和8年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算説明のため職員が出席しております。紹介いたします。

人権政策・男女共同参画課長の谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 人権・同和政策担当係長の田川でございます。

○人権・同和政策担当係長（田川 誠君） 田川と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、議案第29号、令和8年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、議案第29号、令和8年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について御説明申し上げます。本予算は特別会計予算書の20ページから28ページにかけて記載されております。

まず、20ページをお開きください。

令和8年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ178万1,000円と定めるとしております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるとしてありますので、21ページをお開きください。

それではまず、歳入について説明させていただきます。

1 款県支出金 1 項県補助金につきましては、名目で1,000円を計上させていただいております。これは、借受人からの回収が困難になった債権について、市の財源負担軽減のために、その未回収分の一部を市に補填するための補助金でございます。

次に、2 款財産収入 1 項財産運用収入には1万6,000円を計上させていただいております。これは、会計管理者が住宅新築資金等貸付事業財政調整基金を運用する時点で発生する利子収入でございます。

次に、3款1項繰入金につきましては、基金繰入金を名目で1,000円計上させていただいております。

次に、4款1項繰越金につきましても、前年度繰越金を名目で1,000円計上させていただいております。

次に、5款1項の償還金につきましては、176万円を計上させていただいております。

次に、6款諸収入につきましては、1項の延滞金及び違約金と2項の預金利子にそれぞれ名目で1,000円を計上させていただいております。

収入については以上でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

歳出につきましては、1款の総務費のみとなっております。予算額といたしまして、1款1項総務管理費として178万1,000円を計上させていただいております。詳細につきましては27ページの節の区分を御参照いただきたいと思います。

以上を踏まえまして、令和8年度の本特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ178万1,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第29号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第29号、令和8年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管の課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管の課が入れ替わっておりますので、出席職員の御紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 続きまして、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について御説明申し上げます。出席職員を紹介いたします。

財政課長の高木でございます。

○財政課長（高木伸泰君） 高木でございます。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当係長の尾形でございます。

○財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当主任、古賀でございます。

○財政担当主任（古賀朗宣君） 古賀と申します。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、議案第15号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、議案第15号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について御説明をいたします。

まずは、提案内容補足説明書に従って説明をさせていただきます。本会議のフォルダ2番、補足説明書と書かれたファイルの67ページをお開きください。

この辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてでございますが、これまで第1次から第12次計画まで策定してまいりましたが、今回、令和8年度を計画期間とする第13次の辺地総合整備計画を新たに策定するものでございます。この計画に基づき公共的施設の整備を行う場合には、その必要経費について特別措置法の適用を受けることができ、財政負担の軽減を図ることができます。

なお、辺地とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地などでございますが、政令で定める要件に該当するものが対象とされております。本市では三つの地域が該当しており、平等寺辺地、本道寺・柚須原・香園辺地、上西山辺地がございます。

今回、本道寺・柚須原・香園辺地において竜岩自然の家の空調設備新設を計画しておりますので、財政負担の軽減のため当該計画を策定するものでございます。現況としましては、当施設の宿泊棟には空調設備がなく、夏季の熱中症対策や冬季の利用者減少などの課題がございますので、空調設備を新設することとしております。

こちらのファイルを閉じていただきまして、次に、議案書に移ります。1番、議案書のファイルの111ページをお開きください。ここに今回策定いたします計画書を掲載しております。具体的には、めくっていただきまして113ページからとなります。

まず、1の辺地の概況についてです。辺地を構成する町または字の名称は本道寺・柚須原・香園でございます。地域の中心の位置は大字本道寺134番地3であり、辺地度点数は160点でございます。

2番目の公共的施設の整備を要する事情につきましては、さきに御説明した内容と重複しますが、施設の安全性、快適性を高め、来訪者の増加を図るため、空調設備を整備するものでございます。

3番目の整備計画についてですが、計画期間は令和8年度の1年間でございます。事業費は4,700万3,000円を予定しております。財源につきましては、財政上有利な地方債とされる辺地対策事業債を4,700万円活用したいと考えております。この起債を活用するには計画策定が必須となっておりますので、この総合整備計画を策定するものでございます。

次の114ページは年度ごとの事業計画を掲載しておりますが、今回は令和8年度中に設計工事までを予定しているものでございます。

次の115ページには、参考として、この計画に基づきこれまで整備してきた事業費の累計を掲載しております。

説明については以上でございます。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明をいただきましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　御説明ありがとうございます。説明では来訪者の増加や地域活

性化につながるというふうにされておりましたけれども、空調整備だけで本当に利用者増や地域活性化につながるのか、市としての具体的な見通しをお尋ねします。

また、空調設備を整備した後の維持管理費や更新費用はどの程度と見込んでいるのかというのがもう一点と、最後に、この施設を今後どのような位置づけで活用していくのか、中長期的な運営方針とか活用ビジョンがあったらお尋ねします。（「休憩を」と呼ぶ者あり）

○委員長（前田倫宏君）　しばらく休憩いたします。

休憩　午前11時16分

再開　午前11時16分

○委員長（前田倫宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君）　まず、来訪者の見通しについてでございます。持っている資料が夏場の7月から9月までの利用者数となっておりますが、現在、令和6年度につきましては約3,000人の利用があるということで、この来訪者、利用者の中から夏場は暑いと、今現在、扇風機しかついていない状況ですので空調をつけてほしいという要望があったこと、それから、熱中症の疑い等になられた方もいらっしゃいましたので、それらを踏まえ、今回、空調設備を設置するものでございます。

費用に関してですが、現在のところ数字は持っていないところなんです、それ相応の電気代がかかってくるものと考えられます。

続いて、活用のビジョンについてでございますが、今回、空調設備を設置することによってより快適な施設が運営されることとなりますので、より魅力ある竜岩自然の家として利用できるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君）　ほかに質疑のある方はありませんか。

私から1点。これまでも竜岩自然の家に関しては改修だったり、そういったことが伴ってきたところが背景としてあるかなと思います。

今回、新たに策定はされる、そういった中で事業債を活用できるというところでありますけれども、これまではどうだったのか、背景を教えてくださいなと思います。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君）　これまで竜岩自然の家に関する整備についてでございますが、まず、平成10年度にこちらの施設は開所をされております。その整備に当たっては辺地債を活用したという経過がございます。

整備以降、平成10年度以降も度々改修自体はしているところです。例えば、屋根の塗り直しであるとか、外壁の塗装であるとか、そういったところについては改修をしているところなんです、特にその整備費自体がそれほど大きくなかったという理由から辺地債の活用はしておりませんでした。

今回、4,700万円という形である程度の規模になりましたので、辺地債を活用して整備をすることとしているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君）　ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君）　質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第15号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君）　討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第15号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君）　御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管の課入替えのため、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩　午前11時20分

再開　午前11時21分
—————・—————・—————

○委員長（前田倫宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

所管の課が入れ替わっておりますので、出席職員の御紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、引き続きまして特別会計予算ということになります。

令和7年度財産区の補正予算3件及び令和8年度特別会計予算3件ということになります。

管財課職員が出席しております。紹介いたします。

管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利啓次君） よろしく申し上げます。

○総務部長（嵯峨栄二君） 管財担当係長、橋本でございます。

○管財担当係長（橋本泰晴君） よろしく申し上げます。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、議案第22号、令和7年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 皆様、お疲れさまです。それでは、議案第22号、令和7年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

令和7年度筑紫野市特別会計補正予算書19ページを御覧ください。

令和7年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ43万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ335万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、次のページ、第1表、歳入歳出予算補正で御説明させていただきます。

歳入ですが、3款繰越金、当初予算1,000円を43万5,000円増額し43万6,000円とするものです。よって、歳入合計当初予算292万1,000円を43万5,000円増額し335万6,000円とするものです。

次に、右の表の歳出です。1款総務費1項総務管理費、当初予算199万4,000円を56万減額し143万4,000円とし、2款積立金、当初予算額82万7,000円を99万5,000円増額し182万2,000円とするものです。よって、歳出合計当初予算292万1,000円を43万5,000円増額し335万6,000円とするものです。

具体的な内容につきましては、21ページから始まる事項別明細書で御説明させていただきます。

歳入ですが、24ページをお開きください。

3款1項1目繰越金の当初予算1,000円を43万5,000円増額し43万6,000円とするものです。これは前年度繰越金が確定したため増額するものです。

歳出ですが、次のページを御覧ください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節旅費、当初予算額56万円を56万円減額しゼロ円とするものです。これは、管理会員の研修を行う予定でしたが、これを行わなかったための減額となります。

2款1項1目積立金、当初予算額82万7,000円を99万5,000円増額し182万2,000円とするものです。こちらにつきましては繰越金の増額に伴う積立金の増額になります。

以上で、令和7年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）の御説明を終わります。

なお、この補正予算につきましては、2月10日に開催いたしました二日市財産区管理会において御同意いただいております。御審査の上、御可決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第22号、令和7年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第22号、令和7年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべき

ものと決しました。

続きまして、議案第23号、令和7年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） それでは、議案第23号、令和7年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

こちら令和7年度筑紫野市特別会計補正予算書の26ページをお開きください。

令和7年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ386万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ645万3,000円とするものです。

内容につきましては、次のページの第1表、歳入歳出予算補正で御説明いたします。

歳入ですが、1款財産収入、当初予算14万6,000円を50万8,000円増額し、65万4,000円。

2款県支出金、当初予算135万3,000円を45万8,000円減額し、89万5,000円。

3款繰越金、当初予算1,000円を490万1,000円増額し、490万2,000円。

5款繰越金、当初予算108万3,000円を108万3,000円減額し、ゼロ円とするものです。

よって、歳入合計当初予算258万5,000円を386万8,000円増額し645万3,000円とするものです。

次に、右の表でございます。歳出です。

1款総務費1項総務管理費、当初予算256万円を386万8,000円増額し、642万8,000円とするものです。

よって、歳出合計当初予算258万5,000円を368万8,000円増額し645万3,000円とするものです。

具体的な内容について御説明いたします。歳入ですが、31ページをお開きください。

1款財産収入2項財産運用収入2目利子及び配当金の当初予算4万2,000円を50万8,000円増額し、55万円とするものです。これは令和6年度に実施した主伐造林事業における事業分配金を福岡県広域森林組合より受領したためです。

2款県支出金1項県補助金1目造林補助金、当初予算135万3,000円を45万8,000円減額し、89万5,000円とするものです。これは本年度実施した下刈り事業の事業縮小のためです。

管財課フォルダの資料1、R7年御笠財産区育林事業施工箇所図を御覧いただきたいと
思います。右側のグレーの色で着色している部分の下刈り2.02ヘクタールを取りやめてお
ります。これは令和3年度に植林していますが、想定よりも草木が生い茂っておりません
でしたので今年度取りやめております。この場所の分が減額となっております。

それでは、また元のページにお戻りいただきたいと思います。

3款1項1目繰越金、当初予算1,000円を490万1,000円増額し、490万2,000円とするも
のです。これは前年度の繰越金が確定したことに伴うものです。

5款1項1目繰入金、当初予算108万3,000円を108万3,000円減額してゼロ円とするも
のです。これは、前年度繰越金が確定し、基金の取崩しが不要となったためにゼロ円とした
ものでございます。

歳出ですが、次のページを御覧いただきたいと思います。

1款総務費1項総務管理費2目財産管理費、当初予算額204万9,000円を、12節の委託料
を62万7,000円減額し、24節積立金を449万5,000円増額しております。差引き386万8,000
円を増額し642万8,000円とするものです。これは委託料の減額、下刈り事業を縮小したた
めでありますが、その分の減額と、また、積立金の増額につきましては令和6年度の主伐
造林事業の当初の予定よりも想定が黒字になったために増額しております。

以上で、令和7年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）の御説明を終わ
ります。

なお、補正予算につきましては、2月13日に開催いたしました御笠財産区管理会におい
て御同意をいただいております。御審査の上、御決賜りますようお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はあり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第23号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第23号、令和7年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）の件を原案の

とおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号、令和7年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） それでは、議案第24号、令和7年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

令和7年度筑紫野市特別会計補正予算書の33ページを御覧ください。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,048万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,478万2,000円とするものです。

内容につきましては、次のページ、第1表、歳入歳出予算補正で御説明いたします。

歳入ですが、1款財産収入、当初予算3,031万2,000円を388万7,000円増額し、3,419万9,000円。

2款県支出金、当初予算1,099万円を58万9,000円増額し、1,157万9,000円。

3款繰入金、当初予算299万1,000円を299万1,000円減額し、ゼロ円。

4款繰越金、当初予算1,000円を900万1,000円増額し、900万2,000円とするものです。

よって、歳入合計当初予算4,429万6,000円を1,048万6,000円増額し、5,478万2,000円とするものです。

次に、右の表、歳出となります。

1款総務費 1項総務管理費、当初予算4,419万1,000円を127万8,000円減額し、4,291万3,000円。

2款 1項積立金、当初予算5,000円を1,176万4,000円増額し、1,176万9,000円とするものです。

よって、歳出合計当初予算4,429万6,000円を1,048万6,000円増額し、5,478万2,000円とするものです。

具体的な内容につきまして御説明いたします。

歳入ですが、38ページをお開きください。

1 款財産収入 1 項財産売払収入 1 目生産物売払収入、当初予算2,943万6,000円を351万9,000円増額し、3,295万5,000円とするものです。これは主伐、利用間伐の事業収益、特にチップの収益が当初より多く見込まれており大幅に増えたものであります。

次に、1 款財産収入 2 項財産運用収入 1 目財産貸付収入、当初予算67万円を2万6,000円増額し、69万6,000円とするものです。これは電柱敷地貸付けで電柱の支線を増やしておりますのでその分の増加によるものです。

次に、2 目利子及び配当金です。当初予算20万4,000円を34万2,000円増額し、54万6,000円とするものです。これは福岡県広域森林組合から支出配当金と令和6年度に実施した主伐造林事業における事業分量配当金の増加によるものです。

2 款県支出金 1 項県補助金 1 目造林補助金、当初予算1,099万円を58万9,000円増額し、1,157万9,000円とするものです。これは主伐、利用間伐の面積は減少いたしましたが、作業道路を開設し距離が想定よりも長くなったため県からの補助金が増額となっております。

管財課フォルダの資料2、R7年平等寺山財産区事業位置図を御覧いただきたいと思います。左側の緑で着色している部分で主伐、間伐を行っていますが、こちらが予定より面積が減っております。また、濃い緑を二つ結ぶ薄い緑で着色していると思いますが、こちらが作業道でございます。こちらの作業道の延長が想定よりも長くなっておりますので補助金が増額となっております。

それでは、元のページに戻っていただきたいと思います。

3 款繰入金 1 項繰入金 1 目繰入金の当初予算299万1,000円を299万1,000円減額し、ゼロ円とするものです。これは前年度の繰越金が確定し基金を取り崩す必要がなくなったためによるものです。

4 款 1 項 1 目繰越金、当初予算1,000円を900万1,000円増加し、900万2,000円とするものです。これは前年度の繰越金が確定したためです。

歳出ですが、次のページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 2 目財産管理費、当初予算額4,268万1,000円を、11節の役務費を38万1,000円減額、12節委託費を89万7,000円減額、合計で127万8,000円を減額し、4,140万3,000円とするものです。これは、役務費の減額は森林保険の減額、委託費の減額につきましては主伐、間伐の面積が減少したものによります。

次に、2 款積立金 1 項積立金 1 目積立金、当初予算5,000円を1,176万4,000円増額し、1,176万9,000円とするものです。これは歳入でも御説明いたしましたが、立木の売払収入

が増額し配当金も増額しており、繰越分も増額していますので増額となっております。

以上で、令和7年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）の御説明を終わります。

なお、補正予算につきましては、2月12日に開催いたしました平等寺山財産区管理会において御同意をいただいております。御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。歳入の売払収入のところの立木の分なんですけど、チップが大幅に増えたということですが、351万9,000円のもう少し内容を教えてもらってもよろしいでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時43分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） チップが大幅にと言いますけど、チップだけ見ると大幅なんですけど、当初が18万円ぐらいを予定したところを52万5,000円となっています。そのまま売れない木を細かく切ったやつがチップになりますけど、そちらが3倍近く売れているということでございます。

チップは、以前もお話ししましたが、夜須にある木材で発電されている会社に売っております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第24号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第24号、令和7年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第35号、令和8年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算の件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） それでは、議案第35号、令和8年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算につきまして御説明いたします。

令和8年度筑紫野市特別会計予算書82ページを御覧ください。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ292万1,000円と定めるものです。内容につきましては、次のページからの第1表、歳入歳出予算書で御説明いたします。

歳入ですが、1款財産収入291万7,000円、2款繰入金1,000円、3款繰越金1,000円、4款諸収入2,000円、合計いたしまして292万1,000円となります。

次に、歳出ですが、右の表を御覧ください。1款総務費208万9,000円、2款積立金73万2,000円、3款予備費10万円、合計いたしまして292万1,000円となっております。

予算書の85ページを御覧ください。歳入の前年との比較となります。本年度の予算は全て前年度の予算と同額となっております。

次のページを御覧ください。歳出の前年度との比較となります。

1款総務費は本年度は208万9,000円、前年度は199万4,000円でございますので、9万5,000円の増額としております。増額の主な理由につきましては、看板の設置業務の委託料を増やしたことによるものです。

2款積立金73万2,000円で、前年度は82万7,000円となっております。9万5,000円の減額としております。

3款予備費、本年度は10万円で、前年度と同額となっております。

したがって、歳出合計は本年度予算額は292万1,000円となり、前年度と同額の予算となっております。

具体的な内容ですが、次のページを御覧いただきたいと思います。

1 款財産収入 1 項財産売却収入 1 目土地建物収入は名目で1,000円計上しております。

2 項財産運用収入 1 目土地建物貸付収入291万1,000円です。これは駐車場使用料287万7,000円、六反共同利用施設敷地貸付料 2 万2,000円、電柱敷地貸付料 1 万2,000円となっているものです。

さらに具体的な内容を管財課フォルダ資料3、R 8 二日市財産区当初予算審査資料としておつけしていますが、こちらについては後ほど御参照いただきたいと思います。

次に、2 目利子及び配当金5,000円でございます。これは積立金の利子を計上しております。

続きまして、2 款 1 項 1 目繰入金、3 款 1 項 1 目繰越金、4 款諸収入 1 項 1 目預金利子は、それぞれ名目で1,000円計上しているところです。

次のさらに次のページを御覧ください。続きまして、歳出です。89ページになります。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は166万7,000円です。内訳は、1 節報酬15万4,000円で、管理委員さんの報酬を計上しております。3 節職員手当等 1 万円で、職員の時間外勤務手当を計上しております。8 節旅費60万4,000円で、費用弁償、普通旅費、特別旅費を計上しております。9 節交際費 1 万5,000円で、管理会の交際費を計上しております。10 節需用費 3 万1,000円で、消耗費、食糧費、主にお茶代を計上しております。11 節役務費 3 万円で、こちらは郵便料を計上しております。26 節公課費 5 万3,000円で、こちらは消費税申告のために計上しております。27 節繰出金77万円で、こちらは二日市財産区に係る事務を管財課職員で行っておりますので、事務費として一般会計に繰り出すため計上を行っております。

続きまして、2 目財産管理費42万2,000円です。内訳は、10 節需用費20万4,000円、こちらについては駐車場をお借りされている方に納付書等を発行しますので、そちらの印刷製本費、あとは修繕費などを計上しております。11 節役務費 1 万円、こちらは建物の保険料のため計上しております。12 節委託料20万8,000円、こちらにつきましては湯町駐車場の清掃業務、また、消防設備の点検等の委託費、先ほど増額でも御説明しましたが、今回看板を設置しますので看板設置の業務委託料を計上しております。

これまで御説明しました内容につきましても、管財課フォルダの令和 8 年二日市財産区

当初予算審査資料に詳しく記載しておりますので、こちらについても後ほど御参照いただきたいと思います。

次に、2款1項1目積立金です。73万2,000円を計上しております。

3款1項1目予備費です。こちらについては10万円を計上しております。

以上で、令和8年度二日市財産区特別会計予算につきまして御説明を終わります。

なお、本予算につきましては、2月10日に開催いたしました二日市財産区管理会において御同意をいただいているところです。御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 主な収入が駐車場の貸付けだというふうに理解してはいますが、借りる人というのは抽せんであるとか、多かったときにはどんなふうにあんばいするのかというようなルールがあって、それはうまくいっているのでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 駐車場の空きが出ましたら抽せんで行っているところですが、随時受付しまして名簿をつくっています。そのときは、当然まだ埋まっていますのでぐ入れないんですけど、空いたときに名簿の人に、空きましたので、今回、抽せんを行いますという通知を出して、それで、以前出した方も、当然もう借りなくていいという方もいらっしゃるんですけど、借りたいという方がほとんどなので、そちらの方に来ていただいて、市役所で抽せん会を行って決定しております。

駐車場は今でも10人ぐらい待ってありますので、今後、空いてもすぐ埋まる状態ではございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 頂いていた別途資料の中を見ていたときに、積立金に結構行っていると思うんですけど、7,315万1,489円というのが積立金になるんですかね。積立金はどうのときに使うのか、積み立てる目標額とかあるのか、お尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） しばらく休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時55分

再開 午前11時55分
—————・—————

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 積立金の内訳としては、まるっと積立金を基金に入れております。基金が手元の資料で幾らたまっているか分からないところでございますが、財産区民の福利厚生に使うことと法律で決まっております、個人に分配することができない状態でございます。

財産区民の方に関する施設、随分以前は、財産区の中の公民館を建てるために基金を少し渡したというのは聞いたことがありますけど、基金を何に使うか管理会でも話しておりますけど、今のところはない状態ですね。今は290万円ぐらいを毎年積み立てている状態です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第35号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第35号、令和8年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。再開を1時からいたします。

—————・—————
休憩 午前11時57分

再開 午後 1 時00分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第36号、令和 8 年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） それでは、議案第36号、令和 8 年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算につきまして御説明させていただきます。令和 8 年度筑紫野市特別会計予算書の 92ページをお開きください。

第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,878万6,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、次のページの第 1 表の歳入歳出予算で御説明させていただきます。

歳入ですが、1 款財産収入1,764万5,000円、2 款県支出金1,068万9,000円、3 款繰越金1,000円、4 款諸収入2,000円、5 款繰入金44万9,000円、合計いたしまして2,878万6,000円となります。

次に、歳出ですが、右側を見ていただきたいと思います。1 款総務費2,876万1,000円、2 款予備費 2 万5,000円、合計いたしまして2,878万6,000円となります。

続きまして、予算書95ページを御覧ください。歳入の前年度との比較になります。

1 款財産収入、本年度予算額は1,764万5,000円、前年度予算額は14万6,000円、よって1,749万9,000円の増額です。これは、前年度は下刈りのみでしたが、本年度は主伐を行うことによる増額となります。

管財課フォルダの資料 4 の令和 8 年度御笠財産区当初予算審査資料をお開きください。3 ページになります。令和 8 年度育林事業施工箇所図を御覧ください。

令和 8 年度の育林事業の場所でございますが、右側の青く着色した場所が主伐を行うところでございます。また、黄色で着色している場所を下刈りを行うものとしています。下刈り場所ですが、さきの補正でも御説明しましたが、令和 7 年度で取りやめた場所も、今回、令和 8 年度で行うものとしております。

戻りまして、2 款県支出金、本年度予算額は1,068万9,000円、前年度予算額は135万3,000円、よって933万6,000円の増額です。これは主伐を行うことで、県及び市からの補

助金が見込まれるための増額となっております。

3 款繰越金及び 4 款諸収入は前年度予算額と同額となっております。

5 款繰入金、本年度予算額は 44 万 9,000 円、前年度予算額は 108 万 3,000 円、よって 63 万 4,000 円の減額となります。

したがって、歳入合計は、本年度予算額 2,878 万 6,000 円、前年度予算額は 258 万 5,000 円、増額で 2,620 万 1,000 円となります。

次のページを御覧ください。歳出になります。

1 款総務費の本年度予算額は 2,876 万 1,000 円で、前年度予算額は 256 万円になります。よって、2,620 万 1,000 円の増額となります。主な理由は、主伐を行うため委託料が増えるなどで増えております。

2 款予備費は前年度予算と同額となっております。

したがって、歳出合計は、本年度予算額 2,878 万 6,000 円、前年度予算額は 258 万 5,000 円、増額 2,620 万 1,000 円となります。

具体的な内容についてですが、97 ページをお開きください。

歳入ですが、1 款財産収入 1 項財産売却収入 1 目土地及び生産物売却収入 1,750 万 6,000 円を計上しています。これは主に主伐を行うため、立木の売却の収入でございます。

2 項財産運用収入 1 目財産貸付収入 9 万 7,000 円、2 目利子及び配当金 4 万 2,000 円を計上しています。これは電柱用地貸付収入と森林組合配当金でございます。

2 款県支出金 1 項県補助金 1 目造林補助金 1,068 万 9,000 円を計上しています。これは主伐及び下刈りに対する県補助金及び市の補助金となります。

3 款 1 項 1 目繰越金は名目で 1,000 円上げております。

4 款諸収入 1 項預金利子 1 目預金利子についても名目で 1,000 円計上しております。

次のページ、2 項雑入 1 目雑入についても名目で 1,000 円を計上しております。

5 款繰入金 1 項繰入金 1 目繰入金は 44 万 9,000 円を計上しております。

さらに詳しい内容については管財課ファイルの資料 4 の 2 ページに記載していますので、こちらについては後ほど御確認いただきたいと思います。

続きまして、歳出です。次のページ、99 ページを御覧ください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 51 万 1,000 円です。内訳は、1 節報酬 11 万 6,000 円で、管理委員の報酬を計上しております。

8 節旅費 3 万 2,000 円で、費用弁償を計上しております。

9 節交際費 1 万円で、管理会の交際費を計上しております。

10 節需用費 5,000 円で、消耗品費、食糧費を計上しております。

11 節役務費 5,000 円で、郵便料を計上しております。

26 節公課費 1,000 円で、こちらは消費税申告のために計上しております。

27 節操出金 34 万 2,000 円、これは御笠財産区に係る事務を管財課の職員で行うため、一般会計に繰り出すための計上をしております。

続きまして、2 目の財産管理費 2,825 万円です。

内訳は、10 節需用費 2,000 円で、消耗品費を計上しています。

12 節委託料 2,799 万 6,000 円で、主伐などを行う育林事業等の委託費及び財産区の土地を確認する巡回業務の委託費を計上しております。

14 節工事請負費 25 万円で、単独工事費を計上しております。

24 節積立金 2,000 円を計上しています。

2 款 1 項 1 目予備費 2 万 5,000 円を計上しています。

歳出のさらに具体的な内容についても管財課ファイル資料 4 の 2 ページに記載しておりますので、後ほど御確認していただきたいと思います。

以上で、令和 8 年度御笠財産区特別会計予算につきまして御説明を終わります。

なお、本予算につきましては、2 月 13 日に開催いたしました御笠財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第 36 号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第 36 号、令和 8 年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第37号、令和8年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） それでは、議案第37号、令和8年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算について御説明させていただきます。令和8年度筑紫野市特別会計予算書の101ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,352万2,000円と定めるものです。

内容については、次のページからの第1表、歳入歳出予算で御説明させていただきます。

歳入ですが、1款財産収入1,955万3,000円、2款県支出金1,211万6,000円、3款繰入金185万円、4款繰越金1,000円、5款諸収入2,000円、合計いたしまして3,352万2,000円となります。

次に、歳出ですが、右側の表を御覧ください。1款総務費3,341万7,000円、2款積立金5,000円、3款予備費10万円、合計いたしまして3,352万2,000円となります。

予算書の104ページを御覧ください。前年度の比較になります。

歳入の比較ですが、1款財産収入、本年度予算額は1,955万3,000円、前年度予算額は3,031万2,000円、よって1,075万9,000円の減額です。これは前年度に対し主伐を行う面積が半分になったためでございます。

管財課フォルダ資料5の平等寺山財産区当初予算審査資料の3ページをお開きください。

令和8年度の事業の場所でございますが、左側上に赤で着色した場所が主伐を行う場所でございます。左下に赤で着色している場所がありますが、こちらは利用間伐をするところでございます。中央の辺りの緑で着色した場所がございますが、こちらについては下刈りを行うものでございます。左側に青で着色した部分がございますけど、こちら側が作業道を整備する場所でございます。

戻っていただきまして、2款県支出金です。本年度予算額は1,211万6,000円、前年度予算額は1,099万円、よって112万6,000円の増額です。これは、主伐の面積が減少しておりますけど、作業道の整備の延長が昨年よりも長くなることなど県及び市の補助金の増額が

見込まれるためです。

3 款繰入金、本年度予算額が185万円、前年度予算額は299万1,000円、よって114万1,000円の減額となります。

4 款繰越金及び5 款諸収入は前年度予算額と同額となっています。

したがって、歳入合計は、本年度予算額3,352万2,000円、前年度予算額4,429万6,000円、したがって1,077万4,000円の減額となります。

次の歳出ですが、次のページを御覧ください。歳出の前年との比較になります。

1 款総務費、本年度の予算額は3,341万7,000円で、前年度予算額は4,419万1,000円、よって1,077万4,000円の減額とします。主な減額の理由は、主伐などを行う面積が減少し、委託料が減ったためでございます。

2 款積立金、本年度予算額は5,000円で前年度と同じです。

3 款予備費、本年度予算額は10万円で、こちらも前年度と同額となっています。

したがって、歳出合計は、本年度予算額3,352万2,000円、前年度予算額4,429万6,000円、減額の1,077万4,000円となります。

具体的な内容を御説明していきたいと思います。次のページを御覧ください。

歳入ですが、1 款財産収入 1 項財産売払収入 1 目生産物売払収入1,866万9,000円を計上しています。これは主伐、利用間伐を行うための立木の売払収入になります。

2 目土地売払収入は名目で1,000円計上しております。

2 項財産運用収入 1 目財産貸付収入67万8,000円を計上しています。こちらについては電柱用地貸付収入です。

2 目利子及び配当金20万4,000円を計上しております。こちらは森林組合配当金などでございます。

3 目分収金は名目で1,000円上げております。

2 款県支出金 1 項県補助金 1 目造林補助金1,211万6,000円を計上しております。こちらは主伐及び下刈りに対する県及び市の補助金となります。

3 款 1 項 1 目繰入金185万円を計上しております。

続きまして、4 款 1 項 1 目繰越金は名目で1,000円計上しています。

5 款諸収入 1 項預金利子 1 目預金利子、こちらについても名目で1,000円計上しています。

2 項 1 目雑入についても名目で1,000円計上しています。

さらに具体的な内容につきましては、また別紙資料に掲載しておりますので、御確認を後ほどしていただきたいと思います。

続きまして、歳出です。次のページの108ページを御覧ください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 179万5,000円です。内訳は、1 節報酬11万6,000円で、こちらは管理委員さんの報酬となります。

3 節職員手当等 1 万円で、こちらは職員の時間外手当として計上しています。

8 節旅費59万8,000円で、費用弁償、普通旅費、特別旅費を計上しています。

9 節交際費 2 万円で、管理会の交際費として計上しています。

10 節需用費 2 万8,000円で、消耗品費、食糧費として計上しております。

11 節役務費 1 万2,000円で、郵便料として計上しています。

26 節公課費1,000円で、消費税申告のために計上しております。

27 節操出金101万円で、こちらは平等寺山財産区に係る事務を管財課職員で行いますので、一般会計に繰り出すため計上しております。

続きまして、2 目財産管理費3,132万2,000円です。内訳は、10 節需用費 2 万3,000円で、消耗品費、被服費を計上しています。

11 節役務費1,000円、手数料を計上しております。

12 節委託料3,089万6,000円で、主伐などを行う育林事業の委託費及び財産区の土地を確認する巡視業務委託料を計上しております。

14 節工事請負費40万円、単独工事費を計上しております。

15 節原材料費、こちらは名目で1,000円計上しています。

18 節負担金、補助及び交付金で、県行造林分収契約負担金として1,000円を計上しています。

3 目林道費30万円、こちらは九千部道路管理会の負担金でございます。

2 款 1 項 1 目積立金5,000円を計上しております。

次のページです。3 款 1 項 1 目予備費10万円を計上しているところです。

歳出について、さらに詳しい内容についても別紙でつけておりますので、そちらを御参照いただきたいと思います。

以上で、令和8年度平等寺山財産区特別会計予算につきまして御説明を終わります。

なお、本予算につきましては、2月12日に開催いたしました平等寺山財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。御審査の上、御可決賜りますようよろ

しくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 今回の資料の108ページの財産管理費の委託料の金額が多いと思うんですけど、この二つ、育林事業と巡視業務というのは1日幾らとかで何日とか、そういう感じなんですか。具体的に巡視はただ見て回るだけじゃなくて、恐らく枝がどうかなっていたら切るとか、いろいろ草がどうかというのがあるんだと思うんですけど、具体的にそれぞれどのような業務をするのかお願いします。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） まず、育林事業ですが、今回は主伐を行いますので、杉が生えている面積当たり人件費が幾らというふうに決まっています。それに対して今回が、今、位置図を開いていただければと思いますけど、今回、令和8年度が主伐で2.8ヘクタール、利用間伐で5.57ヘクタールをしますので、主伐1平米当たり、そこに植わっている主伐であれば大体5本、6本で計算されて、その面積で2.8を掛けて人件費と切る賃額とか運搬のもろもろをかけたら、今回の育林事業委託料として3,000万が計算されています。

巡視については、今言われたように、ただ見回るだけじゃなくて、作業道が壊れていたら若干の修繕、今言われたように木が倒れていたらその分の切りとか、そういうのもしていただいていますので、全体的に見回ってそういうのを含めての182万円ということで計上させていただいているところです。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第37号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第37号、令和8年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算の件を原案のとおり可決

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管の課入替えのため休憩いたします。

休憩 午後 1 時25分

再開 午後 1 時26分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管の課が入れ替わっておりますので、出席職員の御紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、続きまして、筑紫野市犯罪被害者等支援条例の制定についてでございます。所管課は危機管理課になります。出席職員を紹介いたします。

危機管理課長の川口でございます。

○危機管理課長（川口 隆君） よろしく申し上げます。

○総務部長（嵯峨栄二君） 生活安全・防犯担当係長の河野でございます。

○生活安全・防犯担当係長（河野桂子君） よろしく申し上げます。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、議案第4号、筑紫野市犯罪被害者等支援条例の制定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 議案第4号、筑紫野市犯罪被害者等支援条例について御説明をいたします。議案書の68ページを御覧ください。

本条例は、平成16年に制定された犯罪被害者等基本法及び平成31年に施行された福岡県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的としております。

本条例の主な内容につきましては、大きく分けて三つございます。

1点目は、第3条において基本理念を定めていることです。

犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、それにふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるようを推進しなければならないことや、犯罪被害者等が受けた被害が、その状況や原因などで二次的被害に苦しめられている状況に応じるとともに、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を取り戻すために必要な支援が途切れることなく受けられるよう講ずることとし、さらに、個人情報について最大限の配慮を行い、適正な取扱いを確保することとしております。

次に、2点目といたしまして、第4条及び第5条で、市の責務及び市民等の責務を定めております。

市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するとともに、関係機関等との連携及び協力に努めることと併せて、市民等は犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等への支援の必要性に理解を示していただき、また、二次的被害が生じることがないよう十分配慮するとともに、市の施策に協力するよう努めなければならないとしております。

次に、3点目といたしまして、第7条、8条、9条で犯罪被害者等への具体的な支援について定めております。

まず、経済的な支援として、第7条で犯罪被害者等見舞金の支給を定め、市は犯罪被害者等に対して、経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、犯罪被害者等見舞金を支給することができるとし、見舞金の支援を行いたいと考えております。

福岡県や県内の他自治体と同様に、遺族見舞金30万円、障害見舞金10万円を支給することを想定しております。

この経済的な支援につきましては国や県でも制度化されていますが、国の給付金は種類や金額が県や市よりも多い一方で、加害者の刑が確定しないと申請ができないため、支給までに時間を要しているようですが、県と市の見舞金は、対象が県民から市民の違いはあるほかは、種類や金額もほぼ同様の仕組みであり、警察から支援を希望する被害者の情報提供を受けた時点から申請を受けることができ、迅速な支援が可能となっております。

さらに、第8条、日常生活の支援や、第9条、居住の安定で必要な支援に努めることとしております。

また、これら3点のほかにも、犯罪被害者等の支援の必要性について、広く市民等への

理解増進を図ってまいります。

以上で議案の説明を終わります。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。初めに、第6条に規定されている相談、情報提供の体制について伺います。

条例では、市が相談に応じ必要な情報提供や助言を行い、併せて支援のための窓口を設置するとされていますが、この窓口は危機管理課になるのか、どのような体制で運営する予定なのか1個。

また、被害に遭われた方は心身ともに大きな負担を抱えている場合が多いと思います。相談から実際の支援につながるまでの流れをどのように整理しているのか。

最後に、この条例を実効性あるものにするための取組についてですが、相談を受けるときの職員の研修とか意識づけとかはどのように進めていくのか、お尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） まず、第6条で定めております窓口につきましては、危機管理課が窓口となりまして、犯罪被害者の方の状況に応じて、庁内の関係部署や関係機関、団体への支援に関する情報提供や案内、連絡調整を行いたいと考えております。

それから、被害に遭われた方の相談の流れでございますが、被害に遭われた方に関しては、まず、警察で届出というか、そういうのをいたしますが、その流れの中で、警察からこういう方がいらっしゃるよということでの情報提供等があります。

また、直接、被害に遭われた方が市に支援をお願いするということで話もあると思いますので、そちらについても関係課で受けたら私たち窓口の危機管理課に情報提供いただき、総合的な支援というようなことを検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、研修ですね。これはもちろん制度ができましたら、今までも庁内の関係課でそういうふうな組織がありまして、警察との連携でやっているんですけども、情報共有を図っておりますが、なお一層、こういう制度をつくったのでということの周知等を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

城委員。

○委員（城 健二君） 単純な質問なんですけど、福岡県でも犯罪被害者見舞金というのをやっていて、そして、これで筑紫野市もやると。内容を見ると、遺族見舞金が30万の重症病見舞金が10万という形で、そうすると、これは福岡県民である筑紫野市民ということでダブるんじゃないかと思うんですけど、これはダブリでもらえるというわけじゃないですよ。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今、城委員に言っていたように、県も見舞金があります。そして、市も今度、見舞金を創設したいと考えておりますが、そちらについては重複して受けられるという形になってございます。（「じゃあ、ダブルでもらえるということですか」と呼ぶ者あり）より手厚く支援をするという趣旨でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

吉村委員。

○副委員長（吉村陽一君） すみません、城委員の質問にも関連するんですけど、県がやっているものをどうして市がまたやるようになったかというところの経緯ですね。

それから、今回40万ですかね、予算がついていますが、1件分であるということで。例えば過去3年間、こういった事業に該当するような事例がこの1件程度で賄っていたということで、この予算になっているのかというのを伺いたいと思います。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 犯罪被害者への支援というのは、先ほど冒頭で御説明しましたが、まずは国が基本法を制定しまして、その中で、国として、まず自分たちの責務をつくりましたけど、地方公共団体の責務というのも定めております。それを受けて県で条例を策定し、県がつくった条例の中でも市町村の責務というものをうたっております。そういうふうに、市も地域に密着型の市としても支援をするようにということで、より手厚く支援をするという形での条例なり見舞金をつくってくれということで、福岡県や福岡県警からも強い要望がっております。そういう形で、今回、制定なり行いたいというふうな形で考えているところです。

すみません、今までの件数ですね。もちろん管内でそういう犯罪が発生していないわけ

でございますけれども、幸いなことに、犯罪被害者の支援対象という件数は、筑紫野署に確認しましたが、あっていないというふうなことで聞いております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 先ほどの山本委員の質疑で最後がよく分からなかったんですけど、犯罪被害を受けられている方と繰り返しおっしゃっていますけど、心身ともに傷ついているから普通の状況ではないわけですね。だから、共感的態度というか、特別な配慮が必要だと思うんですけど、そういう相談を受けるスキルというか、そういうものの研修がどうなっているかというふうに聞かれたんじゃないかと思うんですけど、そこら辺の研修はどんなふうに相談する方は受けられるのかというのを詳しくお聞かせください。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今おっしゃられたのは、まず、身体的なダメージを受けたり心のダメージを受けたり、また、二次被害とか、そういういろいろなダメージというのがもちろんあると思います。今も被害者の方に対する各課相談窓口がありまして、そういうスキルといいますか、研修等はそれぞれであっていると思いますが、今後はより一層、統括的に、こういうものがあるので受けてみませんかというようなことで、こちらから積極的に発信して、職員のスキルアップは担保していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 大体具体的にどういう事例を想定しているんですか。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 犯罪被害者の対象事案は、いわゆる故意による殺人、強盗致傷、それから全治1か月以上の傷害、あと、性犯罪であるとか重大な交通事故、ひき逃げ事件であるとか死亡事故、こういうもので被害を受けられた方が今回の犯罪被害者等の支援、主な事象を対象としてなっているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 私、保護司をしていたときに、性犯罪で集団暴行事件なんかが発生して、私はその加害者を面倒見たんだけど、そういう人も被害の人たちが明らかになってくると、その対象になってくると捉まえていいんですかね。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今おっしゃられたように、性犯罪による被害というものもちろん被害者ではございますが、これは警察で被害を受けたということを確認できるもの、また、そういうことで支援を受けたいと言われる方が対象となります。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） そういう事例だったら完全なる秘守主義というか、外部にそういうことが漏れたらいかんから、そういう形も十分配慮しなきゃいけないと思うんですよね。そういうことも想定してやらないと、特に性犯罪が今は多いので、いろいろそういう状況が漏れていったときに大変なことになってくるので、取扱いも大変だなと私は思うんですけど。

警察もそれを立件して犯罪にして、また、警察ではなくて家庭裁判所とかそういう形に入っていくんで、そういうところでなかなか難しいなど。

だから、本来からいうと、国、県、市と3段階で表を作っていて、こういう対象だったらこうですよというような形をつくると分かりやすいのかなとは思うんだけど、そこまでは至っていないでしょうから、大変な条例をつくっていくなという感じを受けています。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑がある方はありませんか。

私からも質疑をさせていただきます。まず、犯罪の線引きについては先ほど横尾委員から質問もございましたけども、県とも重複するというふうに先ほど課長おっしゃってました。今回、この条例が市でなされて、市でも窓口を設置すると、受付をされるということでもありますけれども、その受付業務において県と重複するのであれば、何か効率的なことなど考えられてあられるのか。実際、今、県ではどういった窓口があって、要は二つに結局申請しないといけないのか、その辺教えていただけたらなと思うんですけど。

河野係長。

○生活安全・防犯担当係長（河野桂子君） 基本的に体制づくりができておりまして、基

本的に犯罪被害者等の情報提供というのが、警察または県の福岡犯罪被害者総合サポートセンターというところに情報が上がってきます。そこから情報が提供され、センターのコーディネーターが犯罪被害者等のニーズ把握や支援計画の立案を行い、令和7年7月より始まった県の多機関ワンストップサービスにおいて、支援対象の市町村を含めた関係機関による支援調整会議により犯罪被害者等が必要とする支援を一元的に把握しまして、途切れることがないように、関係機関が円滑に支援を提供していくという体制づくりができております。市としましては、そのワンストップサービスに参画して必要な支援を行っていくこととなります。

○委員長（前田倫宏君） であれば、情報管理は参入することによって把握はできるということでありますけど、先ほど言ったとおり、県にまた申請を出して、市で窓口を設置するじゃないですか、市でも支援を。

係長。

○生活安全・防犯担当係長（河野桂子君） 一元化になっていきますので、初めにワンストップで犯罪被害者の方から支援申請をしていただければ、流れで市の支援まで一元化で行うようになります。

○委員長（前田倫宏君） 分かりました。

西村委員。

○委員（西村和子君） そうすると、自分の被害内容とか何とかは市まで来るわけでしょう。そしたら、相談を受けるというのがどうなのかというのと、知られたくないと思うんですよね。なので、分からないような場所で相談を受けるのかとか、そこら辺、具体的に被害者は市に対して何をどうすればいいのか教えてください。

○委員長（前田倫宏君） 河野係長。

○生活安全・防犯担当係長（河野桂子君） 先ほども言いましたが、ワンストップサービスの中で、先にサポートセンターのコーディネーターが、犯罪被害者も何度も何度もそういった状況を話すのはまた二次的被害というか、精神的にも影響があると思いますので、その中でどういった支援ができるのか、どういった支援を受けたいのかというのも全て把握した上で、先ほど申し上げた市町村も含んだ支援調整会議というのを県で開きまして、そこでどういった支援をできるか、実際、多分、犯罪被害者はもうそこにいらっしやらないで、全ての事情を把握した上で会議を行い、必要な支援を市でも行っていくような形になると思います。（「じゃあ、そこでストップ、もう終わっちゃうということですね」

と呼ぶ者あり）そうですね。今、そういう流れはできております。

○委員長（前田倫宏君） 再度私も質問なんですけど、県と重複される部分はあって、県が今もサポートを、令和7年度から始まったということで、市が参画する意義というものがよく分からなくなってきた。県がまとめていて、その中の情報を基に市も上乗せして支援しますというのは分かるんですけど、踏み込んだ条例を、今、制定する意義がもう少し明確になればいいのかなと。先ほど国、県、市とまた資料があれば分かりやすいねという話もしましたが、その辺含めてもう一度、確認のため教えていただきたいんですけども。県でやれば。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 先ほども御説明しましたが、国の基本法、それから県の条例の流れの中で、特に県も市の責務として、市でそういう犯罪被害者の方への支援をするようにというふうな形になっております。

それと、一番大きなのは、市がそういう犯罪被害者の方たちに対する支援を行うんですよという姿勢を見せることの条例化の意義があるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 私も、一番最初に聞いたときに相談窓口の話とかを聞いたと思うんですけど、県が今さっき聞いたサポート体制ができていて、市に相談しに来ることは、じゃあ、ないんじゃないかなと聞いていて思ったんですよね。

条例をつくることとかいうか、見舞金とかは全然いいと思うんですけど、何回も何回も、県に一括ワンストップでできるのであれば、市に窓口をつくる、相談体制をつくる意味がよく分からない。

○委員長（前田倫宏君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時48分

再開 午後1時49分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今回の犯罪被害者の支援につきましては、法で、市も総

合的な窓口をつくりなさいというふうな責務としてなっております。

相談も、先ほど言いましたサポートセンターがもちろんあるんですけども、市にも直接そういう相談を受けている中で、これは犯罪被害者ではないだろうかということで警察と連携を取りながらやるというケースも十分考えられますので、条例化して皆さんに来ていただきやすいようにするということは条例化の意義ではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 西村委員。

○委員（西村和子君） そしたら、もし私が被害者だとしたら、先に電話するかもしれないんですけど、電話しないで直接行った場合はどこに行くんですか。さっきも言ったように、なるべく分からないようにという必要があると思うんですけど、そこら辺を。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） いろんなケースが、相談されるときに具体的な内容を相談されることもあれば、犯罪に遭ったんですというようなことで言っていただく、そのキーワードによって、直で総合的な窓口である危機管理課に来ていただく、もしくは電話を受けた課が、これは危機管理課に通したほうがいいというような全庁的な取組もできる。基本的には危機管理課が総合窓口という形になっております。

○委員長（前田倫宏君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 危機管理課ということは分かります。だけど、被害者と知られないように危機管理課で相談したいわけだから、どういうふうにそこは配慮されているんですかという趣旨でお尋ねしています。（「少し休憩したら」と呼ぶ者あり）

○委員長（前田倫宏君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時 51 分

再開 午後 1 時 53 分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 御相談に来られた場合は、別室で御相談をお受けしてお話をお聞きしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

最後、私から1点。福岡県でも取組が始まっていまして、国の法改正に伴って自治体もそういった支援が必要だという意義は説明で分かったんですけども、今、県内福岡県60市町村ございますけれども、大体どれぐらいの制定状況なのか、教えていただけたらと思います。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 令和6年4月の時点ですけれども、県内の21市町村、それから令和8年4月ですけれども、予定でございますが、北九州市さん、それから筑紫地区の筑紫野以外の4市が予定をしているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 質疑はもういいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第4号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第4号、筑紫野市犯罪被害者等支援条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管の課入替えのため、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午後1時55分

再開 午後2時10分
—————・—————・—————

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴の件をお諮りいたします。

本常任委員会に一般の市民の方1名より委員会審査の傍聴の申出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。事務局は入室の案内をお願いいたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時10分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議題に入ります前に、宗貞部長がお見えですので御挨拶をいただき、出席職員の御紹介をお願いいたします。

宗貞部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策部の宗貞でございます。お疲れさまです。

議案第3号、筑紫野市職員等の旅費に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、御説明申し上げますので、どうぞ御審議よろしく願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

企画政策部人事課課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課人事担当係長の佐藤でございます。

○人事担当係長（佐藤武朗君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、議案第3号、筑紫野市職員等の旅費に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、議案第3号、筑紫野市職員等の旅費に関する条例

及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、御説明をさせていただきます。

本日の説明資料といたしまして、条例改正の概要をまとめさせていただいておりますので、総務市民常任委員会の資料を御覧ください。

まず、資料の1ページでございますが、初めに、第1項目の今回の条例改正の改正理由でございます。交通機関・料金体系の多様化、宿泊料金の変動等の社会経済情勢の変化に対応するため、令和7年4月に国家公務員の旅費制度が改正されたことに伴い、本市職員等の旅費制度につきましても、国家公務員の制度との均衡を踏まえ、その内容に準じた制度に改めるため、関係する条例等の整備を行うものでございます。

次に、具体的な改正内容を御説明させていただきます。第2項目の筑紫野市職員等の旅費に関する条例の改正でございます。

1点目の、旅費の種目及び支給内容の改正でございますが、表に現行制度と改正後の内容を記載させていただいております。鉄道費、船賃、航空費につきましては現行制度からの変更はございません。現行の車賃に関しましては「その他交通費」と種目の名称を改め、鉄道、船、航空以外での交通機関の利用を対象とするものになります。同じく実費支給を行うものでございます。

続いて、日当につきましては、現行制度では宿泊時に1日につき2,200円を支給しておりますが、その制度を廃止いたしまして、この表の最下段に記載しております宿泊手当を新設させていただきます。その宿泊手当の支給金額につきましては、別に規則で定めるものといたします。

次に、宿泊料については、現行制度においては1泊につき1万2,000円を支給するものとしておりますが、「宿泊費」と種目の名称を改め、支給金額につきましては上限つきの実費支給とさせていただいて、上限金額につきましては、宿泊する都道府県ごとに基準額を規則に定めるものといたします。また、鉄道、航空等の交通機関利用と宿泊がセットになりましたいわゆるパック旅行を利用した際の旅費種目といたしまして「包括宿泊費」を新たに種目として定めさせていただいて、実費支給を行うものといたします。

次に、2点目の鉄道利用における新幹線等の利用の柔軟化でございますが、新幹線をはじめといたしました特急及び急行利用の距離要件を廃止して、公務上必要な場合には距離にかかわらず利用を認めるものといたします。

次に、3点目の旅費の返納に関する取扱いでございますが、規定に違反して旅費の支給

を受けた場合の返還方法について、給与または別に支給する旅費の額から返還金額を差し引くことができることを規定いたします。

次に、第3項目の証人等の実費弁償に関する条例の改正でございますが、こちらにつきましては、日当の廃止に伴い、この条例中にある「日当」の表現を削除するものでございます。

続いて、この資料の2ページ目をお願いいたします。第4項目の、筑紫野市職員等の旅費に関する規則の改正でございます。

先ほど御説明いたしました旅費条例の改正内容において、規則に定めるものとしております宿泊費の都道府県ごとの基準額、それから宿泊手当の額等を定めるものでございます。

まず、1点目の宿泊費の基準額でございますが、表に都道府県ごとの市長等とその他職員それぞれの基準額を記載させていただいております。表中の市長等につきましては、市長、副市長、教育長、それから市議会議員の皆様、そして、教育委員会や選挙管理委員会等の地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員の方々といたしまして、その他の職員につきましては市長等以外の職員を指すものでございます。表の最上段にあります北海道であれば、市長等は1万8,000円、その他職員は1万3,000円が宿泊費の上限となります。以下、同様に御覧いただければと思います。

次に、2点目の宿泊手当の額でございますが、1泊につき2,400円を支給するものいたしますが、宿泊費に食事代が含まれる場合につきましては、①から③の金額を支給する金額から減額するものといたします。

次に、3点目の特別職の費用弁償の額でございますが、日当の廃止に伴い、非常勤特別職に対する費用弁償の額を別に規定する必要が生じたもので、現行どおり筑紫地区居住の場合は1,500円、筑紫地区以外に居住の場合は実費を支給することを改めて規定させていただくものでございます。

それから最後に、参考といたしまして、出張旅費の改正後の具体例を記載させていただいております。東京あるいは京都へ1泊2日出張する場合については、現行制度においては宿泊費、日当で合計1万6,400円を支給しているところでございますが、改正後は、市長等が宿泊と宿泊手当で2万9,400円、その他職員で2万1,400円を上限に支給することになります。もう一例として、大阪あるいは広島へ2泊3日出張する場合の例も記載しておりますので、同様に御覧いただきたいと思います。

続きまして、議案書の62ページをお願いいたします。

議案書の62ページから66ページにかけての第1条では、筑紫野市職員等の旅費に関する条例の一部改正で、先ほど御説明いたしました内容を改正するものでございます。

それから、66ページの第2条でございますが、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正でございまして、日当の廃止に伴う文言の削除を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、条例の施行期日は令和8年4月1日とするものでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明がありましたけれども、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。今回、国の旅費の制度が改定することに準拠するということでしたけど、昨年4月に改正されたものを令和8年4月から改正するとした背景と筑紫地区の状況が1点目。

2点目が、新幹線特急利用の要件緩和についてですが、これまであった距離要件を廃止して、公務のために必要な場合に支給できるとしてありますが、この必要性は誰がどのような基準で判断するのか、利用の妥当性をチェックする仕組みはどのように担保するのか、お尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） まず、1点目の今年度改正をさせていただきたいという理由でございまして、国の制度は先行して改正されたということにはなるんですが、予算上の反映が、令和7年度予算においては反映が間に合わないという事情もございまして、あと、改正内容も少し複雑になっておりますので、しっかり改善内容を把握した上で、国の動向を確認した後に市の判断をさせていただいたという経過でございます。

それから、2点目の新幹線利用の基準、それから誰が判断をするのかというところでございますが、基本的には柔軟性を持ってという形になりますので、公務上必要があれば、その効率性を重視して所属長が判断するということを想定しております。明確な具体的な距離要件などこれまであった部分について廃止させていただきますので、時間的な効率性、あとは、急遽出張することになったときの緊急性だとか、そういったことを踏まえて個別に判断をさせていただきたいと考えております。

それから、最後に筑紫地区の動向でございますが、春日市におきましては令和7年中に

改正が完了しておりまして、那珂川市、大野城市につきましては令和8年度予算に反映するというので、私どもと同じタイミングでの反映という形になっております。太宰府市につきましては、今、聞いている情報といたしましては今後進めていくということで、現段階では改正がされていないという状況でございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 宿泊費の基準額で各都道府県別に設定がありますが、これは国がこう定めてからそれに右倣えでやっているのか、筑紫野市独自でこれをやったということではないんですかね。

○委員長（前田倫宏君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） おっしゃるとおりでございまして、国家公務員の基準額に全て合わせさせていただいているという形になりますので、筑紫野市独自のものは入っておりません。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 私の見方が間違っているのかなと思うんですけど、表になっているほうの資料の2枚目の一番下の2泊3日のところですけど、これは1泊分の宿泊費しかないけど、掛け2と考えていいんですよね。

○委員長（前田倫宏君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 申し訳ございません。資料の金額の記載が誤っておりますので、訂正して、また改めて御提出させていただきたいと思います。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません。あと2点ありました。

今回、これが進むことで精算事務が増えて事務負担が増加することはないのかというのが1点と、あと、旅費の返納規定の明確化なんですけど、規定に違反して支給を受けた場合は返納させることで、給与等から控除できることとか書いてあるんですけど、これまで制度上、こういう対応が今まで問題となった事例とかはなかったのかお尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 旅費の返納の件に関しましては、これまで過去を遡ればもしかしたら実績としてはあるかもしれないんですが、私の把握する限りでは不正受給のようなことはございませんでした。ただ、結果的に過支給になってしまったとか出張の取消しとか、そういったケースで返還を求めるケースはございます。そういった場合は、これまでは現金で返納してもらっていた部分を給料との相殺もできるようにというところの意味合いでございます。

事務負担に関しましては、宿泊費が固定額から上限額という形で実費支給になりますので、宿泊費の金額の確認という作業は実際の業務では発生していきますが、件数も年間にトータルで数十件というふうに見込んでおりますので、大きな負担にはなっていないんじゃないかと考えております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第3号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第3号、筑紫野市職員等の旅費に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管の課入替えのため、しばらく休憩いたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後2時25分

再開 午後2時26分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務報告に入ります。

出席職員が入れ替わっておりますので、宗貞部長から御紹介をお願いいたします。

宗貞部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 所管事務報告として、企画政策部企画政策課から令和7年度の行政評価の運用結果について御報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

企画政策部企画政策課課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課企画政策担当係長の鶴澤でございます。

○企画政策担当係長（鶴澤 宏君） 鶴澤です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） よろしく申し上げます。

○委員長（前田倫宏君） 所管事務報告、令和7年度行政評価の運用結果について、執行部から説明をお願いいたします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、令和7年度の行政評価の運用結果について報告をさせていただきます。資料につきましては、令和7年度行政評価の運用結果についてという資料を御覧いただきたいと思います。内容が非常に多くなっておりますので、ポイントを絞って説明をさせていただきます。

まず、ページをめくっていただきまして、2ページ目を御覧いただけますでしょうか。令和7年度の行政評価の取組をまとめたページとなっております。

内容でございますが、本市では、自治体経営における基礎的な考え方や視点として行政評価システムを活用しており、（１）に掲げる四つの目的の下、（２）に掲げる三つの視点を持って行政評価を行っているというものでございます。

次に、（３）でございますが、本市では、総合計画に行政評価システムを導入しており、総合計画に掲げる各施策や基本事業、事務事業に成果指標とその目標値を定め、その推移により達成度が把握できるようにしている旨を記載しているというものでございます。

続きまして、（４）でございます。実施計画事業でございます。

実施計画とは、総合計画の基本計画を具現化する手段となる事務事業について、より具体的な実施スケジュールと事業費を定めるものとなっております。計画期間を3年間とし、毎年ローリング方式で見直しを行っているというものでございます。令和8年度以降の実

施計画事業として、現時点で196事業が予定されているというものでございます。

続きまして、3ページ目を御覧いただけますでしょうか。3ページ目、（5）でございますが、内部評価委員会についてでございます。

内部評価でございますが、毎年度行っております所管課による自己評価に加え、事務事業内部評価委員会による評価も実施しているというものでございます。令和7年度につきましては、表に記載の19事業を対象に評価を実施したというものでございます。

続きまして、3ページ下側、（6）外部評価委員会でございます。

外部評価は第三者の視点で事務事業の評価を行うことにより、行政資源の有効活用と職員の意識改革を図ることを目的として実施をしているというものでございます。この委員会につきましては有識者及び市民委員により組織し、令和7年度については、下に掲げております表のとおり、8事業を対象に評価を実施したというものでございます。この外部評価の概要につきましては、後ほど詳細を説明させていただきます。

次に、ページ少し飛びますが、7ページ目を御覧いただけますでしょうか。7ページ目から令和8年度以降の実施計画事業の内容でございます。

1枚めくっていただきまして、8ページを御覧いただけますでしょうか。8ページから令和8年度以降の実施計画事業の一覧でございます。この資料の見方でございますが、左から順に、通し番号、事務事業の名称、所管課名、その右側の番号が総合計画の施策と基本事業を示す番号となっております。そして、事務事業の概要、年度ごとの予算という構成で一覧表を作成しております。

この実施計画事業につきましてはいずれも予算を伴う取組であり、詳細については、今後予定されております予算審査常任委員会の中で御審査をいただくこととなりますので、本日、詳細な内容の説明は割愛させていただきたいと考えておりますが、今後、予算を御可決賜りました暁には、この資料に記載した事業の概要などを情報公開コーナー等で市民の皆さんにお知らせをしてみたいと考えているところでございます。

続きまして、申し訳ございません、少しページが飛びますけれども、資料の33ページ目を御覧いただけますでしょうか。資料の33ページからが内部評価委員会の評価結果でございます。時間も限られており、また、今年度につきましては対象事業に総務市民常任委員会所管の事業が含まれておりませんので、本日、詳細な説明は割愛させていただき、後ほどお読み取りをいただければというふうに考えております。

続きまして、資料の39ページ目を御覧いただけますでしょうか。39ページでございます

が、外部評価に関する資料でございます。この外部評価対象事業のうち、本日は総務市民常任委員会所管事業について詳細を御説明させていただきたいというふうに考えております。

まず、40ページ目を御覧いただけますでしょうか。40ページからがコミュニティ推進課所管のコミュニティ運営協議会補助事業でございます。この表の見方でございますが、ページの上から順に、事務事業の名称、所管課の名称、そして外部評価委員会の評価結果及びその下側に具体的な改善要望事項を掲載しているというものでございます。

そして、後ほど説明をさせていただきますが、42ページ目でございます。こちらには委員会の評価を受けて、今後どのように対応していくのかという所管課の検討方針、方向性を記載しているというものでございます。

それでは、コミュニティ運営協議会補助事業について説明をさせていただきたいと考えておりますので、申し訳ございませんが、もう一度40ページ目をお開きいただけますでしょうか。

この事業でございますが、コミュニティ運営協議会への財政支援を行い、地域における交流の促進、人材の育成、課題の解決等の公共的な活動の展開を図ることにより、地域住民の福祉の向上と市政の円滑な運営に寄与することを目的とした事業でございます。

次に、評価の結果でございますが、外部評価委員会からは見直しとの評価を受けているところでございます。

委員会からの改善要望事項といたしましては、まず、40ページ上段、改善項目の①でございますが、交付要綱の見直しについてという御提言をいただいているところでございます。交付要綱の制定から10年が経過し、一部要綱の規定が実情にそぐわない箇所が見受けられる状況でございますので、例えば、繰越金や積立金の目的、使途などを整理すべきではないかという御指摘、さらには役員手当や人件費の在り方についても整理をすべきではないかという御指摘などをいただいているというものでございます。

また、改善項目の②でございます。こちらにつきましては、現在、協議会ごとに様式が異なっております実績報告の様式について、活動状況の比較分析が行えるよう整理し、共通化を図るべきではないか、このような御意見をいただいているところでございます。

また、次の41ページでございます。改善項目の④でございます。こちらにつきましては、交付金の算定方法であります均等割の計算方法について工夫改善の余地が見受けられることから、活動内容に応じて交付金額を設定すべきとの御意見などをいただいているという

ところでございます。

次に、42ページ目を御覧いただけますでしょうか。42ページが、これら改善要望事項を踏まえた所管課の検討方針でございます。基本的には、委員会からの改善要望事項を踏まえまして、今後、実現可能性を含め検討することとしております。

続きまして、43ページ目を御覧いただけますでしょうか。43ページでございますが、人権政策・男女共同参画課所管の男女共同推進センター相談事業でございます。女性が抱える様々な問題や悩みの解決を図ることを目的といたしまして、市役所本庁及び生涯学習センターに設置しております男女共同推進センターの相談室にて、相談員による総合相談事業及び専門的相談であります女性弁護士による法律相談事業を実施するものでございます。委員会からは見直しとの評価をいただいているところでございます。

主な改善要望事項でございますが、まず、改善項目の①でございます。令和6年4月に施行されました女性支援新法により、市町村に努力義務が課せられております女性相談支援員の配置を検討すべきではないかという御意見、また、改善項目の③でございます弁護士相談に関する改善要望事項でございますが、現在は毎月第2・第4火曜日というように曜日を固定して相談を受け付けている状況でございますが、これでは火曜日に就業している女性であればなかなか相談に乗り出せない、このような可能性があることから、弁護士事務所と提携し、相談者が任意の時間を予約できるような事業推進方法を検討してはどうか、このような提言をいただいているところでございます。

続きまして、次の44ページでございますが、これら委員会からの改善要望事項を踏まえた検討方針を掲載しております。御提言いただきました4項目の改善要望事項に沿って改善を検討することとしているというものでございます。

続きまして、資料45ページでございます。人事課所管の職員研修事業でございます。

事業の内容でございますが、自らの行動意識により行政サービスを向上させることができる職員を育成するために各種研修を実施するという事業でございますが、委員会からは見直しとの評価をいただいているものでございます。

主な改善要望事項といたしましては、改善項目②に記載のとおり、官民を問わず、早期の離職や転職がもはや当たり前となりつつある今の社会情勢などを踏まえまして、職員の帰属意識やエンゲージメント、組織とのつながりを把握するための方法などを検討すべき、このような提言をいただいているものでございます。

次に、46ページでございます。こちらは所管課の検討方針でございますが、この事業に

つきましても基本的には委員会からの提言に沿って検討を進めることとしているというものでございます。

次の47ページ以降の事業でございますが、ここからは文教福祉委員会、建設環境委員会所管の事業となりますので、それぞれの事業の所管課から各常任委員会に答申結果、そして、検討方針を報告させていただくこととしております。

駆け足で恐縮ではございますが、行政評価の運用結果につきましては以上でございます。
○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管の課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時39分

再開 午後 2 時40分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務調査に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、有料企業広告の取扱いの件を執行部から説明をお願いいたします。

宗貞部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 所管事務調査として、有料企業広告の取扱いについて御説明申し上げます。

出席職員でございますが、企画政策部から秘書広報課、それから市民生活部から市民課が出席しておりますので、私からは企画政策部秘書広報課の職員の紹介をさせていただきます。

秘書広報課課長の葉山でございます。

○秘書広報課長（葉山順子君） 葉山です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 秘書広報課広報広聴担当係長の銀島でございます。

○広報広聴担当係長（銀島由貴君） 銀島です。よろしくお願いいたします。

○市民生活部長（杉村真子君） 市民生活部、杉村です。どうぞよろしくお願いいたします。

す。自己紹介をさせていただきます。

○市民課長（高口 修君） 市民課長をしております高口です。よろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） では、説明をお願いいたします。

葉山課長。

○秘書広報課長（葉山順子君） それでは、有料企業広告の取扱いについて御説明いたします。

まず、業務内容につきましては、平成16年度に策定した筑紫野市財政健全化計画に基づき、収入増と支出の抑制を目的として、広報紙等の筑紫野市の刊行物へ有料の広告物を掲載しております。

続きまして、関係要綱等につきましては、まず、一つ目に、筑紫野市刊行物と広告掲載取扱要綱がございます。こちらの要綱につきましては、市が作成する広報紙や冊子、ホームページ等、その他これらに類するものに掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めております。

続きまして、二つ目が、筑紫野市ホームページ広告掲載要領になります。こちらは、筑紫野市刊行物等広告掲載取扱要綱に基づき、筑紫野市ホームページに広告を掲載することに関し必要な事項を定めております。

三つ目が、「広報ちくしの」広告掲載取扱要領になります。この要領は、筑紫野市刊行物等広告掲載取扱要綱に基づき、筑紫野市が発行する広報紙「広報ちくしの」へ広告を掲載することに関し必要な事項を定めております。

最後に、四つ目になりますが、筑紫野市刊行物等広告掲載指針がございます。この指針は、筑紫野市刊行物等広告掲載取扱要綱及び筑紫野市ホームページ広告掲載要領等に定めているもののほか、広告掲載の基準及び掲載広告の表示内容等について必要な事項を定めているものとなっております。

続きまして、業務の流れについて御説明いたします。

まず、こういった有料広告を掲載するに当たり、まず、担当課が請負業者とかの代理店を募集して、まず、そちらと契約をいたします。次に、この代理店、請負業者が広告の掲載企業を募集いたしまして、広告掲載企業が代理店、請負業者に申込みをいたします。代理店、請負業者にて希望者リストとか原稿とかを作成されて、その希望者リストと原稿を担当課が受け取ります。担当課から警察とかに暴力団関係ではないかとかいう照会とか内

容の確認と、収納課に収納状況の照会等を行います。そして、担当課において、今度は、受理した原稿を先ほど御説明いたしました要綱とか指針に基づいて内容の審査を行います。そして、その審査結果を担当課から請負業者に連絡して、オーケーな分について広告媒体に掲載する、このような業務の流れで行っております。

最後に、媒体ごとの取扱いの業者の一覧表について御説明いたします。別紙の一覧表を御覧ください。

全部で12件の媒体に有料広告物を掲載しております。左から順番に、広告媒体、担当課、代理店、掲載事業者、広告期間の順番で掲載しておりますので、順番に御説明をいたします。

まず、1点目が、1階の番号表示モニターに掲載しておりますが、こちらは担当課が市民課、代理店が長田広告、掲載事業者は、こちらに明記しておりますが、計18社を掲載しております。広告期間ですが、掲載期間と代理店の契約によって異なるため、特に期間に関する決まりはございません。

2点目が「広報ちくしの」になります。こちらは担当課が秘書広報課になりまして、代理店名が株式会社ウィット、掲載事業者については全部で18社ありますが、1号につき大体4社ぐらいの掲載になっております。広告の期間は1か月になっております。

3点目、筑紫野市のホームページになりますが、担当課がこちらは秘書広報課になりまして、代理店名が株式会社ジチタイアド、掲載事業者が全部で6社になっております。1か月ごとに替わるようになっております。

4点目が、1階の売店前にあるわが街NAVYというサイネージになっております。こちらは担当課が秘書広報課で、代理店名が株式会社サイネックス、掲載事業者が大体8社ぐらいを、今、掲載しております。こちらは広告期間は事業者と代理店との契約になりますので定めはございません。

5点目が、1階の入り口の案内看板です。中央入り口の左側にある案内看板になっておりますが、こちらは担当課が管財課で代理店名が表示灯株式会社、掲載業者は4社になっております。こちらも広告期間についてはそれぞれ異なっております。

次のページに参ります。

6点目が市民便利帳です。こちらは担当課が秘書広報課で、代理店名が株式会社サイネックス、全部で144社の広告が載っておりますが、数が多いので明記はしておりません。こちらは2年に1回作っておりますので、2年間掲載されます。

7点目が子育てガイドブック、担当課がこども政策課、代理店名が株式会社サイネックス、全部で11社の掲載がなっておりまして、こちらは毎年作成されていますので、大体11か月間の掲載になっております。

8点目が市の封筒で、ピンクの封筒になりますが、こちらは担当課が管財課で、代理店名が株式会社郵宣協会、こちらは15社の掲載になっておりまして、広告期間が令和7年の6月1日から令和8年の5月31日で、こちらも約1年間になっております。

9点目が、市民課が作られている白い封筒になりますが、担当課が市民課で、代理店名が株式会社郵宣協会、こちらも同じように12社になっております。審査につきましては管財課で行っております。広告期間につきましては、令和7年6月から令和8年の5月ということで約1年間です。

10点目がおくやみハンドブック、担当課が市民課、業者が株式会社鎌倉新書、大体5社の事業者の広告が載っております。こちらは広告期間が令和8年6月30日までになっております。

11点目が、1階の入り口付近にある広告ラックになります。担当課が総務課で、業者名が長田広告で、大体6社の広告がラックに入っております。掲載期間につきましてはそれぞれ異なります。

最後の12点目は回覧板になります。こちらは担当課が総務課で、代理店さんが株式会社郵宣協会、大体、今、16社ぐらいの広告が載っております。こちらは3年間の広告期間となっております。

以上が有料広告物の取扱いについての説明等になります。

別紙で先ほど申し上げました要綱等を添付しておりますので、よかったですら御覧ください。

以上、説明となります。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

城委員。

○委員（城 健二君） 有料企業広告について、お伺いしたいと思います。本件につきましては、一般住民の方から寄せられた意見で、それを踏まえての質問になります。

2年前の8月頃に、名称は申し上げませんが、ある医療法人が介護報酬を不正に請求して、それについて行政処分を科されたという事案が発生したんですが、この当該法人というのは行政処分が科せられた後も庁舎の1階モニターで広告が掲載続けられたということ

で、市民の方からは、市が法人を容認しているように見られて市の信用を失うんじゃないかというようなことをお伺いしたんですね。この件について、市はどのように対応されたのかお伺いしたいということ。

そして、市の広告媒体に掲載され続けたことについて、市と当該法人との関係性について市民に疑念を抱かせるおそれはないかとか、あと、今、社会ではコンプライアンスという問題が非常に問題化されているんですが、その中で、今後、他の企業が同様の行政処分などを受けた場合も掲載を続けるのか。そして、いわゆる不祥事企業の取扱いの基準とか、契約の解除条項とか、その辺はどうなっているのかということですね。

そして最後に、今後、行政処分企業の扱いに関して、他の自治体では掲載停止対象としているところもあると。本市も同様な対応をするための要綱などの見直しをすべきだと考えますが、市の広告掲載の在り方と見解をお伺いしたいということです。

○委員長（前田倫宏君）　しばらく休憩いたします。

休憩　午後 2 時 53 分

再開　午後 2 時 53 分

○委員長（前田倫宏君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

葉山課長。

○秘書広報課長（葉山順子君）　すみません。今、城委員からご質問された 1 階の番号札のモニターにつきましては担当課が市民課になりますが、要綱等の取扱いとか解釈につきましては秘書広報課で回答させていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。すみません。

まず、どのような対応をしたかということですが、うちがっております広告取扱要綱と指針の中で、こういった広告物は掲載してはいけませんというのが明記されております。その中で、指針の中の第 3 条 6 項のオに、行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないものについては掲載してはいけませんと書いておりますが、今回の案件につきましては、直ちに行政指導を受けた内容が改善されたと聞いておりますので、そのまま今も流しているという状態でございます。改善がなされていなかったら流してはいけないという文言になっておりますので、すぐに改善がなされたと担当課から聞き及んでおりますので、要綱の規程には抵触しないということで広告を流しております。

続きまして、他の自治体ですが、いろいろ調べましたが、行政指導を受けて、改善がなされていないものについて流してはいけないという文言で書かれている自治体が多くあります。ただ、どこをもって改善とみなすのかというのがはっきりと明記はされておられますので、今、委員から御指摘もございましたが、要綱とか指針について、もっと分かりやすく判断ができる内容にしていけたらと思っておりますので、これから調査研究をさせていただきたいと思っております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑。

城委員。

○委員（城 健二君） そうすると、これは行政処分を受けます、そして、それについて改善されたら、もうそれでオーケーですよということになるんですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）

これは、例えば、さっき言った方針というのは、介護報酬を不正に請求していると。いわゆるそこには故意があって完全に悪意もあるんだと、知らずにやったんじゃないという形の中で、法人がそういうことをやった罪で報道もされて、市民は全部それを知っているわけですよね。あそこだということで。それを見て、市民というのは非常に逆に不安があって、このモニターはおかしいんじゃないかと不安がるんじゃないかと思うんだけど、それでも行政処分を受けて改善されれば、もうそれでオーケーということになるわけですよね。しばらくの間停止とか、そういうことは一切ないわけですよね。

○委員長（前田倫宏君） 葉山課長。

○秘書広報課長（葉山順子君） 今、現時点での要綱と指針を文字どおり解釈するとそのようになります。ただ、今おっしゃったとおり、処分の期間中はどういう扱いをするかというのが、はっきりとこういう解釈ですよというのが明記されておられませんので、その辺は今後検討していきたいと考えております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

じゃあ、私から1件。まず、対応されたということで掲載され続けたというふうなお話がありましたけども、例えば、これは時期が2024年の8月頃だったかと思います。行政処分がそのときされて、掲載を続けたというのは説明があったんですけど、その判断過程はどうだったのか、時系列を教えてくださいなと。

葉山課長。

○秘書広報課長（葉山順子君） すみません、昨年度のことになるので、その当時いた職

員にも確認し、まず、高齢者支援課で行政処分を行うという話で、その後の段取りや、業者との話や、こういうことになってくるといものを秘書広報課で相談を受けて、この要綱の解釈につきまして行政手続の改善がなされていないものと解釈するのか、なされたというふうに解釈するかということと一緒に相談して決めたと聞いております。

○委員長（前田倫宏君） 所管の課が違うかもしれないですけど、要は行政処分が８月にされました。そこで改善されたのは、いつなのか。もうそのときに改善されたんですか。私もそれが分からなくて。そのラグがあるんじゃないかなと思ったんで、今、質問しているんですけど。

葉山課長。

○秘書広報課長（葉山順子君） すみません、明確に何月何日にこういうことがあって、何月何日に改善されたかということが手元にはないのですが、少なくとも返還請求に関しましては、８月中に返金があっていると聞いております。処分の期間が、一定期間停止をしないといけなかったのが９月１日から２月２８日が一部効力の停止期間となっておりますので、その停止期間の前にはもう改善されたと聞いております。そのため、処分の期間の前に改善されているので流し続けても問題ないと判断したようです。

○委員長（前田倫宏君） 分かりました。現状は分かりました。ただ、市民から寄せられているのは、改善されたとか分からないですね。処分がなされたという報道だけが広がって行って、改善されたかも分からない。だから、その判断基準ですね。掲載するときに市民が疑念を抱く期間に関しては一旦停止をさせていただいて、それこそ市として業務が改善されればというか、対応がしっかりとされれば問題ないという指針で、そこが誤解も招いているところなのかなとも思いますし、その判断もしっかりしていただきたいなというふうに思うんですけども、そういったところを含めて要綱を今後見直しいただけるという理解でよろしいですかね。

葉山課長。

○秘書広報課長（葉山順子君） おっしゃるとおりだと思いますので、いろんなところを研究しながら見直しを行っていきたいと思っております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

城委員。

○委員（城 健二君） 筑紫野市ホームページ広告掲載取扱要領についてなんですが、その７条に、広告掲載枠の売渡しということで、市長は広告代理店に市ホームページの広

告掲載枠を直接売り渡すことができるということを書いてあるんですが、掲載枠というのは掲載権を売り渡すということになるんですかね。

○委員長（前田倫宏君） 葉山課長。

○秘書広報課長（葉山順子君） おっしゃるとおりです。1年間に限ってなんですけど、1年間、これぐらいの枠を広告の掲載枠として売り渡しているという形になります。

○委員長（前田倫宏君） 城委員。

○委員（城 健二君） そうすると、その掲載枠というのは転売とかもできるんですか。

○委員長（前田倫宏君） 葉山課長。

○秘書広報課長（葉山順子君） 転売というか、売り渡した業者が代理店として、そちらの代理店さんがいろいろな業者の方に広告を募集して載せるという形になります。ただ、載せる内容につきましては、うちとの契約になりますので、もちろんこの要綱に基づいた掲載内容という形になります。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

城委員。

○委員（城 健二君） 最後なんですけど、刊行物等広告掲載取扱要綱の7条に、暴力団の関係というのがいっぱい書いてありますよね。結構詳しく書いてあるんですが、この中に元暴力団というのは書いていないと思うんですよ。いわゆる元暴力団ですね。今はもう現役じゃないよという話ですよ。

その中で、元暴力団というのは、やっぱり暴力団というのはいろんな資金源を集める中で、信用とかもいろんな形で取りたいというのがあるわけですから、この中で、暴力団には絶縁と破門というのがあって、絶縁というのは、もう1回辞めちゃえば、元に戻れない、破門というのは一応復帰ができるんですよ。その中で、破門というのはいわゆる偽装破門をして、組の中で1回偽装破門させて、そして、それを会社の役員とかにして、いろいろ出てくるといっているんですよ。この中に元暴力団というのがあれば、例えば、1年、2年前までは暴力団やっていたと。それ以後はやっていないからそれはいいですよとか、一応、暴力団も全員が全員じゃないでしょうけど、もう辞めてしっかりやっている連中もいますけど、やっぱり中には偽装破門させてという形の例もあるんですが、その辺の対応はどうなんですかね。

○委員長（前田倫宏君） 葉山課長。

○秘書広報課長（葉山順子君） すみません、暴力団につきましては、うちから警察に照

会をかけて、警察からの回答という形になります。すみませんが警察の持っているデータという形になりますので、その辺はうちでここまでしてくださいというのがなかなか言いづらいところはあるかと思います。

○委員長（前田倫宏君） 城委員。

○委員（城 健二君） それは当然そうですね。警察から情報は全部取ると思います。警察もいろんな詳しい情報を持っていますが、この要綱の中に元暴力団というのが入っていないとあれじゃないですか。それは、なかなか難しくなっていくんじゃないですか。

○委員長（前田倫宏君） 葉山課長。

○秘書広報課長（葉山順子君） すみません、暴力団に関しましては、この要綱だけではなくていろいろなところにも記載しておりますし、ほかの自治体についても同じような文言で記載をさせていただいておりますので、ほかのと合わせた内容という形になっております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3 時06分

再開 午後 3 時20分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務報告に入ります。

出席職員が入れ替わっておりますので、御紹介のほどよろしくお願いいたします。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） お疲れさまです。それでは、コミュニティ推進課から所管事務報告を2件させていただきます。職員が自己紹介をいたします。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） コミュニティ推進課長の吉田です。よろしくお願いいたします。

○コミュニティ推進担当係長（梅本裕貴君） コミュニティ推進課係長の梅本です。よろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、二日市コミュニティの現状の件を吉田課長より説明をお願いいたします。

吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） それでは、所管事務報告、二日市コミュニティの現状についてでございます。

2 ページ目を御覧ください。二日市コミュニティ再編に係るスケジュール案を載せております。

二日市コミュニティセンターの建設につきましては、現在、詳細設計を進めているところでございます。明日開催されます二日市の建設検討委員会において、これまで地域の皆様からいただいた御意見を基に協議を行ってまいりましたので、これまで市で設計業者と検討を行ってきた内容について説明をさせていただきまして、最終確認をしたいというふうに考えております。

次に、二日市北小学校区のコミュニティセンター整備につきましては、現在も県有地の教職員住宅跡地の取得について福岡県と継続的に協議を行っているところでございます。

最後に、天拝小校区につきましては、前回の常任委員会でも御報告いたしました、天拝小学校の校舎内にコミュニティの活動拠点を整備する予定としております。スケジュールにつきましては、以前お示しした内容から変更はございません。

次に、三つの新しいコミュニティ運営協議会が来月4月に設立しますので、現在のコミュニティセンター内に事務所をそれぞれ構えることとなります。

現行の二日市コミュニティ運営協議会の事務所としていた部屋を二日市わがまち協議会が使用する予定でございます。また、二日市北コミュニティ協議会と天拝ふるさと協議会の事務所となる部屋をコミュニティセンターの1階フロアに準備をしているところでございます。今後、机や椅子など備品が搬入される予定というふうに聞き及んでおります。

3 ページ目を御覧ください。新たに設立されました三つの協議会につきましては、昨年12月にそれぞれ設立総会を行い、協議会の規約が承認され、また、役員人事の承認もされております。令和8年4月から、これまでの七つのコミュニティ体制から九つのコミュニティ体制となります。

令和8年度の各協議会の会長氏名を記載しております。毎月定例で開催しております各協議会の会長が参集しますコミュニティ推進協議会は、4月から9人の会長が参集し、会議が開催されることとなります。なお、令和8年度のコミュニティ推進協議会の三役とし

て、御笠まちづくり協議会の八尋雄二会長が会長職に、筑紫よかまち協議会の有村友享会長が副会長職に、筑紫南コミュニティ運営協議会の力久光博会長が同じく副会長職になりまして、コミュニティ推進協議会を運営していくこととなっております。

説明は以上となります。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、何点かあります。

二日市の分なんです、二日市北と天拝の事務所を1階のフロアということだったんですが、今、1階のフロアは結構子どもたちが勉強したりしている、その部分につくるのでしょうかというのがまず1点。

今度は天拝の分なんです、小学校の敷地内にコミュニティの活動拠点が整備されるという本市初めての取組だと思いますので、制度設計がすごく大事ななと思っています。

コミュニティは市長部局ですよ。そこが学校敷地内で実施されるので、施設の管理責任及び安全管理責任の最終的な所在はどのように考えているのかということ、教育委員会との協議内容とかは文書化されているのか。協定書や覚書を締結するとか、その予定があるのか。

最後に、12月の委員会のときの資料をよくよく再確認したら、駐車場の新設とか拡張に伴って車両動線が増加しますよね。児童の登下校時間帯との交差リスクとか、そういうのは検証されたのか、以上、お尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） まず、二日市北、天拝の事務所につきましては、今の二日市コミュニティセンターの子どもたちが自由に使っているフリースペースがありますけども、そちらとは違って、元の印刷室で使っていた部屋があります。あちらを二つのコミュニティ運営協議会でお使いいただくということで、印刷機をまた別の部屋に移しているような状況でございます。

天拝小の安全確保の協定の関係なんですけども、今後、教育委員会ともこの辺については十分議論をして、また、国にも様々届出を出す必要があるということで教育委員会からも聞いておりますので、その辺も踏まえまして、今後、協定の分につきましても議論をしていこうというふうに考えております。

最後に、駐車場の件なんですけれども、基本的に、今回、天拝小で駐車台数が天拝ふるさと協議会の方専用というか、協議会に来る方の駐車場ということで、一部、今の駐車場を活用しますけれども、その分を一番奥のプールの横辺りで今、考えているんですけども、そちらに教員の方のための駐車場ということで考えておりますので、基本的には交差することはないかなと思います。

しかしながら、お休みの日であるとか、そういったときには体育館を使われる方とかそういう方が一部使われる可能性もありますので、その辺はまた学校とも十分に協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） もう一個忘れていました。すみません、天拝の分なんですけど、地域説明会とかP T Aさんとかに説明したりしているのか、もししていたら反応をお尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 実際は、P T Aの方々に直接はまだお話ししていない状況でありますけれども、学校運営協議会の中では、天拝ふるさと協議会の準備委員会の会長が学校運営協議会の委員になられていますので、その中では議論をして、その中にP T Aの会長さんもいらっしゃいますので、その中でのお話はさせていただいておりますが、今後、実際にこの設計をするに当たりましては、実際の保護者の方々の御意見とかそういったところを踏まえて、子どもたちの安全面を配慮した計画にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） そもそも論だけど、大体学校の敷地内に他の施設を建てることは法的に禁止されていると思うんですけど、今回、そういう法的なものは完全にクリアされてこういう施設ができたという形で認識していいんですか。

もう一つ、山本委員に関連するかもしれんけど、不審者が入ってくるときに、万が一、そういう事例が発生したときは非常に困るなというところがあるので、そういうところをどう協議したのか教えてください。

○委員長（前田倫宏君） 吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） まず、学校施設以外の用途のものの使用につきましては、他市の事例でもありますけど、学校の中に、実際、公民館とかそういったコミュニティセンターの機能を入れているところもございますので、この辺は教育委員会とも話しながら、実際は県に届出とかそういったものが必要とは聞いておりますけども、そういったところで可能であるというふうには聞いております。

子どもの安全面につきましては、まず、一般の方が来る動線とコミュニティ運営協議会に来る動線と、子どもたちの学校の中に入る動線、基本的には動線を分けたいなというふうに考えております。その上で、また、抑止力となります防犯カメラの設置であるとかそういったところも、今後、子どもたちの安全に寄与する体制というものを検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） だから、コミセンの部分だけを完全に敷地内に分離するのか、学校敷地内の一部を使って、ただし、きちっと学校側と入れないような形でやっていくのか、そこまでなくて、ただオープンにやっているのかどうか、それだけお願いします。

○委員長（前田倫宏君） 吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 実際は入り口といいますか、今の天拝小学校の正門のところは共通で入るところになると思います。ただし、学校の教室に行く子どもたちの動線とコミュニティ運営協議会に行く動線というのは右と左で分かれるというところがございますので、入り口が全く別々かということであれば別ではないですけども、その辺りも含めて、今後、安全対策を十分に協議していきたいと思います。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

吉村副委員長。

○副委員長（吉村陽一君） すみません、先ほどの説明の中で、今の二日市コミセンに、三つにそれぞれのコミュニティが分かれる形を取るということなんですけど、二日市北のコミセンの土地の建設のめどがなかなか立たない中で、二つはある程度早めに場所の移動もできるのかなと思うんですけど、二日市北がなかなか決まらなければ、今の二日市コミセンをそのまま決まるまで使っていくような形になっていくのか。決まれば、空いたコミセンもなくなるんでしょうから、土地の利用とかそういったものが地元から何か要望があったりとか、そういった検討、方向性とかいうのは何か話が出ていたりするんですか

ね。

○委員長（前田倫宏君） 吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 確かに県の用地の取得に非常に難航しているという現実の話はあるんですけども、少し時間を要しているというところがあります。

現在のところ、新しい二日市コミュニティセンターが完成した段階で、二日市わがまち協議会と二日市北コミュニティ協議会は新しいコミュニティセンターに移るという状態になります。令和10年4月にはそちらに移る予定ではございますが、今のこのスケジュールでいきますと、令和9年度に二日市北のコミュニティセンターの設計に入るという計画がありますので、それまでには北のコミュニティセンターの用地の取得が必要ということになります。基本的には、今、このスケジュールがうまくいかないからといって、今の二日市コミュニティセンターにそのまま二日市北だけ残すというところは考えてはおりません。

しかしながら、今、私どもも県としっかり用地取得に向けて協議しておりますので、そちらの動向を見ながら、地域ともその辺を十分に情報を共有していきたいというふうに考えております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、引き続きボランティアポータルサイトの創設について、執行部から説明をお願いいたします。

吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） それでは、所管事務調査、ボランティアポータルサイトの創設についてでございます。

こちらにつきましては、市内で活動するボランティア団体等の情報を掲載したポータルサイトを開設いたします。ポータルサイトを開設することにより、時間帯を気にせず、パソコンやスマホでボランティア団体の情報検索が可能となり、ボランティア活動に関心がある市民のボランティア活動参加へのきっかけづくりになればというふうに考えております。運用の開始を令和8年4月1日の予定としております。

特徴といたしましては、市内で活動する複数ジャンルのボランティア団体の情報を掲載し、若年層から高齢者の方でも利用しやすく、少ない操作で情報にたどり着けるシンプルなつくりとしております。

機能といたしましては、新着情報でボランティア団体等の各種情報の発信、イベントカレンダーではボランティア団体等のイベントの情報を発信いたします。ボランティアをジャンルごとに検索できる機能やボランティア募集情報、また、ボランティアを依頼したい方にも活用していただけるような仕様で、今、つくっておるところでございます。

これまで、ボランティア団体等との協議を行いながらサイトをつくってまいりました。特に情報更新が運営していく中での課題でありますので、シンプルなつくりにすることで負担感を軽減し、情報の更新がスムーズにいくように、今後も利用する方々の声を聴きながら運用していきたいというふうに考えております。

市民の皆様は御利用していただくために、市広報紙やホームページ、SNS等での周知に今後努めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） このポータルサイトに登録するボランティア団体の基準というのを教えていただきたいんです。一つ目は。

もう一つは、こういうのを聞きつけて、うちのボランティア団体も登録したいというのであれば、言い方は悪いけどメディカルチェックというか、事前のチェックというのは、どうやって正当性を保証して登録するのか。今までのボランティア団体も含めて、そういう正当性というのはどうやってチェックされるんですか。

○委員長（前田倫宏君） 吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 今回のボランティア団体の登録につきましては、庁内各課で把握しているボランティア団体さんにコミュニティ推進課で連絡を取らせていただきまして、今回の趣旨を説明した上で賛同していただいていると。

今、佐々木委員が言われた、今後新たに今まで市でも把握していなかったような団体さんの申請が出てきた際には、また、それにつきましてはチェックをかけて、こういった活動をされている団体さんなのかというところを踏まえて、団体さんと協議しながら、このポータルサイトに掲載していくというような流れで進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 二重になるかもしれないけど、今、カミーリヤと生涯学習センターに登録しているそれは一緒というか、ここに両方とも入ってくるということと、それから、これを知らないところは、今から市の所管から、おたくの団体をこれに登録しませんかという働きかけがあるということ、それともう一つ、今言われたことと重複するかどうかと思うんだけど、団体として活動しているから、そんなのがあるということで登録したいみたいなのはどんなシステムにする予定ですか。

○委員長（前田倫宏君） 吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） まず、最初の、恐らく社会福祉協議会のボランティア連絡協議会の話と生涯学習センターにあるボランティアバンクの話だと思いますけれども、そちらにつきましてもコミュニティ推進課と社協さん、ボランティアバンクさんと協議させていただきまして、基本的にはこちらの二つの団体を窓口としたところで、ボランティア活動している人につながるような形での登録をさせていただくというふうで協議をさせていただきました。

それと、各課からの働きかけなんですけれども、今回のポータルサイトを創設するに当たっては、各課で把握しておりますボランティア団体さんにこちらから、こういうボランティアサイトを立ち上げるという趣旨を説明した上で、責任者の方の御連絡先をお聞きするという形でやらせていただきましたので、基本的にはそこで一定働きかけはできたのかなと。その中で、このボランティアポータルサイトに掲載する団体さんと、いや、うちは今回は見送りますという団体さんもいらっしゃいましたので、今後はそういった、今回見送られましたけど、ポータルサイトが始まった後で、やっぱりうちも載せてほしいということであれば、そのときにまた協議をさせていただきたいというふうに考えております。

登録のシステムにつきましては、ポータルサイトの中で申込みのフォーマットがありますので、そちらを通じて、またそこと連絡を取り合いながらやっていくというふうにしております。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 何点か確認なんですけど、さっきカミーリヤの社協さんと生涯学習センターのボランティアバンクさん、それぞれじゃなくて1個にまとまるという認識

でいいんですか。違いますか。別々に……。

○委員長（前田倫宏君） 吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） すみません、ボランティアバンクさんについては、ボランティアを、私、派遣できますよという方の登録になっているので、基本的にはそこはボランティアバンクさんが窓口になるというところで話ができています。

社協さんについては、個別に福祉系のボランティア団体さんがこのポータルサイトに掲載するところと、逆に、自分ところに直接じゃなくて、社協さんを通じてうちに連絡が来るようにしてほしいというところもありましたので、そこについては社協を通じてということになります。

○委員長（前田倫宏君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 分かりました。じゃあ、令和8年4月1日から登録団体は何団体の予定なんでしょうか。それと、更新が大変だからシンプルにとおっしゃっていたんですけど、更新管理はボランティア団体がするのか、市がするのかというのがもう一点と、もしトラブルとか事故が発生したとき、市の責任範囲はどこまでになるのか、ないのかあるのか。最後に、年間運営費。予算書で探せなくて、運営費はどれぐらいになるのか、ホームページの予算の中の一部なのかお尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 今回、一番当初に掲載される予定の団体数は約40団体ということで、現在のところとなっております。

更新の管理なんですけども、基本的にはうちで情報をいただくためのフォーマットをあらかじめつくりまして、そちらに入れ込んでもらえれば、このサイトに反映できるという仕組みを取ろうというふうに考えております。ただし、掲載するに当たっては、一定、市でもチェックはかけさせていただきたいというふうに考えております。

あと、何か事故があったときというのは、まだどういう事故を想定できるか私も把握できておりませんが、基本的には誤った情報とかそういったところにならないような形ではしていこうと思いますけど、基本的には市のポータルサイトで載せますので、その辺は市の責任になるというふうに認識しております。

最後の予算につきましては、ポータルサイトを立ち上げるに当たっての委託料は発生しておりますが、一旦システムが立ち上がってしまえば基本的には維持管理はかからないということで、こちらについては何らかの改修をするとか、そういった事案が発生しない限り

は基本的にはコストはかからないというふうにしております。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管の課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3 時42分

再開 午後 3 時44分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務調査に入ります。出席職員を御紹介の上、説明をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） お疲れさまです。総務部、嵯峨でございます。午前中に引き続きよろしくお願いいたします。

総務部の所管事務報告 2 件、所管事務調査 1 件及び選挙管理委員会事務局の所管事務調査 1 件、御説明をさせていただきます。

まずは、所管危機管理課が来ておりますので、職員紹介をいたします。

危機管理課長、川口でございます。

○危機管理課長（川口 隆君） よろしく申し上げます。

○総務部長（嵯峨栄二君） 危機管理担当係長、永田でございます。

○危機管理担当係長（永田新太郎君） 永田です。よろしく申し上げます。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、所管事務調査、災害時における要配慮者に対する支援体制について執行部から説明をお願いいたします。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） それでは、危機管理課のファイルを御覧ください。その中の災害時における要配慮者に対する支援体制についてでございます。

まず、（１）といたしまして、本市における個別避難計画の策定状況、対象者、作成済件数、進捗率を令和 7 年 3 月末現在で記載しております。

本市における避難行動要支援者名簿の登録対象者は4,258人であり、災害時要援護者支援制度から読み替えた個別避難計画の作成済件数は539人で、進捗率は12.6%となっております。

続きまして、（２）近隣自治体の取組状況との比較及び本市の課題でございます。

筑紫地区における個別避難計画の策定状況、対象者数、作成済件数、進捗率は表のとおりとなっております。そのうち医療的ケア児や在宅療養者等に関する取組状況も併せて記載しております。

災害リスクの高い土砂災害警戒区域、浸水想定区域の床上浸水になるような浸水深が深いところに居住されてある方から段階的に個別避難計画の策定を目指しておりますが、本人同意の取得や情報整理に時間を要すること、医療・福祉専門職との調整が必要となることから、策定のスピード確保が課題であるというふうに認識しております。

今後は、対象の優先順位づけをより明確にして、効率的な策定体制の強化を図りたいというふうに考えております。

次に、（３）日常生活用具としての蓄電池支給の実態と、その限界に対する認識ということです。

本市の障害福祉制度に基づく日常生活用具としての蓄電池の支給実績は表のとおりでございます。令和３年度から令和６年度までを記載しております。

蓄電池は、出力・容量に限界があること、長時間の停電には十分対応できない場合があることなどの課題もあり、これのみで災害時の電源対策が完結するものではないと考えているところでございます。

次に、（４）福祉避難所等における非常用電源設備（発電機・蓄電池・医療機器対応電源等）の整備状況でございます。各筑紫地区の福祉避難所の箇所数、発電機、蓄電池数、医療機器対応電源などを記載させていただいております。

本市の指定福祉避難所である総合保健福祉センターカミーリヤについては、非常用発電機及び蓄電池の設備を備えております。ただし、稼働時間に限界があること、医療機器全てに十分対応できる容量ではないことなどの点から、設備状況の把握と必要に応じた強化について今後検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、（５）今後の個別避難計画策定のスケジュール及び実効性確保に向けた取組方針でございますが、まず、表には令和８年度の主なスケジュールを記載しております。

令和８年度は、災害時要援護者支援制度から避難行動要支援者支援制度への制度移行に

ついて、地域及び支援関係者への説明を4月から8月頃に実施し、避難行動要支援者名簿登載者及び災害時要援護者支援制度登録者に対しては、個別避難計画の作成・登録に関する通知を9月から10月頃に行うとともに、届出された情報の整理を11月から12月頃行い、その後、避難支援関係者への情報共有を1月から3月にかけて行いたいというふうに考えております。

今後は、関係各課、高齢者支援課や生活福祉課の障がい者福祉担当と協力しながら、新規認定者への登録の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。また、医療的ケア児や常時電源を必要とする在宅療養者など支援の優先度の高い方を中心に、関係機関との確認、調整、訓練や検証の実施、定期的な内容見直しを行って、実効性の確保に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、（6）本市の防災に関する計画の一覧でございます。まず、これは令和8年2月現在でございますが、それぞれ表に名称と最終見直しをした年度、それから、次に改定する予定の年度を記載させていただいております。

御説明については以上でございます。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　資料作成ありがとうございます。今回、医療的ケア児の保護者の方から御相談があったことから出させていただきました。そのときに、他市と比べて筑紫野市が個別避難計画の進捗率が低いんじゃないかというふうなお声をいただきましたので、今回出させていただきました。

今、いろんな御説明をいただいたので、かなり今後期待はできるなと思いながら聞いていましたけれども、まず初めに、今、少し言われたかもしれませんが、この遅れの要因はどのように分析されているのかというのと、いろんなスケジュールを出していただいたんですが、令和8年度の年度内に具体的に目標件数を設定しているのかというのがもう一点。

あと、先ほども医療危機対応の電源がゼロと、これはどこもゼロなんですけれども、ここに関して、電源確保の体制が整っているとはまだ言えないのかなと思いますので、どのような検討を今後行っていくのか、3点お尋ねします。

○委員長（前田倫宏君）　川口課長。

○危機管理課長（川口　隆君）　まず、避難行動計画の策定の遅れですかね、こちらにつ

きましては、やはり私どものマンパワーのものもあるし、ほかの部分で動きがあったという
こともありまして、遅れていたということもあろうかと思います。

次に、スケジュール……。すみません、少し休憩を。

○委員長（前田倫宏君）　しばらく休憩いたします。

休憩　午後 3 時 53 分

再開　午後 3 時 54 分

○委員長（前田倫宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

川口課長。

○危機管理課長（川口　隆君）　個別避難計画の策定目標でございますが、個別避難計画
につきましては総合計画において目標数値を定めておりまして、実は令和 6 年度末、7 年
の 3 月ですが、こちらにつきましては、すみません、総合計画上は 22.2% を目指しており
ました。それでいきますと、7 年の 3 月末は 15.84% で実際の数字が 12.2% ということで
遅れていると。そちらを最終的総合計画では 22.2% まで持っていくというのが計画の中身
になってございます。

あと、3 番目、電源の確保についてですけれども、長期的な停電時には、自宅での療養
継続は困難となられるということを想定はしておりますので、その状況に応じて福祉避難
所であるとか医療機関への避難とか受入れを基本とする対応を今のところは想定をしてい
るんですけれども、併せて可搬型の発電機の活用であるとか関係機関との調整など、可能
な範囲で支援体制の整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君）　ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君）　個別避難計画ですけど、22% が目標ということで、目標自体が少
し低過ぎるというのがあるのかなというのと、ほかの自治体で、例えば、大野城市は
88.3% とか那珂川市も 52.5% という進捗率を達成されているんですけど、これらの自治体
がどうしてこれだけ達成できたのか、どういう方法を取られたのかということは調査され
たんでしょうか。

○委員長（前田倫宏君）　永田係長。

○危機管理担当係長（永田新太郎君） 他市の取組についてですが、他市がどのようにやられているかという話につきましては、個別具体的な説明はなかなか、他市の取組のことなのでここでどうやってあると言うのは難しいんですけど、一応、我々が今度していくに当たって、どんなことをやって取り組んであるのかという情報収集はさせていただいております。

○委員長（前田倫宏君） 西村委員。

○委員（西村和子君） そこで参考になったことがあったら報告をお願いしたいんですけど。

○委員長（前田倫宏君） 永田係長。

○危機管理担当係長（永田新太郎君） まず、一つは対象者についてですけども、一概に障がいの区分だとかを広くするのではなく、本当に支援の必要な人に絞って対象者を選定すること、また、さらに、今、危機管理部局のみで行われているところが率が低く出ているところも多いですので、福祉部局の協力を得ながら、障がいや介護の認定のある方についてアプローチをかけていくようなことがなされていると聞き及んでおります。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、何回も申し訳ないんですが、医療的ケア児とかが対象が19人ですよ。今、そのうち1人作成ということで、先ほどの説明の中でも、医療的ケア児の人は人工呼吸器とかいろんな医療器具で電源が必ず要するということで、停電が長引けば本当に命に直結する問題ですので、そこを優先的にぜひ取組を早めて、どこも大事なんですけど、ほかの人も大事なんですけど、特に命に関わる電源のところは早めという思いがあるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今、山本委員からおっしゃっていただいたように、医療的ケア児及び在宅療養者の方におかれましては、生命・健康の維持に必要な医療機器や電源確保も不可欠ということで、特に配慮を要する対象の方ということで認識はしております。

具体的には、先ほど言われた個別避難計画の中で、医療機器の使用状況とか必要な電源の確保とか避難先の候補の整理とか、また、いろんな支援者の方々、こういう方たちの役割分担などを優先的に確認しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） せっかくのこの表、苦勞して作ったんだろうと思うけど、これに対する説明の定義とかそういうのをきちっとしてもらわんと、大体どの災害を想定してこういうやつを作っているのか。地震の震度7ぐらいを想定して作っていつているのか、要配慮者というのはどこまでとっていて、対象者は筑紫野市が4,200人、春日市、大野城市なんか1,400人とか1,500人と、全然意味が分からないんだけど。語句の説明とかそういう形でしてくれると、ああ、なるほどなと分かると思うんだけど。

それと、医療関係の電源のあたりでも、各行政がそこまで面倒を見ようと思っているのか、病院でしようとしているのか、行政で1人か2人してある人も、電源を市役所で確保するんですか。そういう考え方は、私、よく理解できんのだけど。どこまで災害が起きたときに、自助、共助、公助の中でどう範囲を捉まえて、公助で全部、この医療ケア児の19名を行政でやろうとしているんですかね。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 個別避難計画というものが、まず、公助の力が及ばないので、まずは自助の力を最大限に生かしていただくために事前に準備をしていただくという個別避難計画になりますので、基本的には、先ほどお話しいたしましたように、個別避難計画の中でしっかりとまずは御自分で準備をしていただくというのが第一次というふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 災害が大きくて長引くと、自助努力では間に合わなくなるんじゃないかと思うんですよね。

個人的になるけど、うちも発電機を買ってきたと言うから、何時間使えるのと言ったら30分と言うんですよ。ないよりましだなと思うんですけど、御家庭とか企業によっては、十分というか、何時間か使えるものとか持っていらっしゃるとかあると思うんですね。そういうときに、これと併せて提供いただけるのか、災害によっては全然運べないというときもあるでしょうけれど、運べる場合は協力してもいいよみたいな、そういうような体制

づくりというのは考えられないのでしょうか。

○委員長（前田倫宏君）　しばらく休憩いたします。

休憩　午後４時03分

再開　午後４時20分

○委員長（前田倫宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑のある方はありませんか。

私から２点ございます。

まず、１点目ですけれども、医療的ケア児に関しての電源確保でございます。

これは恐らく福岡市とか北九州市とかで、様々な病気で電源が必要な方というのがいらっしゃるって、72時間とか様々、電源の確保もバッテリーであるとか蓄電池であるとか、多数用意してくださいねというふうな方針が示されているかなと思います。

そういった中で、令和７年度に福岡県の予算で、そういった方を対象に蓄電池の一部助成、これは多分、政令市がもう始めているんですけれども、北九州市、福岡市ですね、市としてこういった電源で課題がある、福祉避難所も今からとかということであれば、さっきも横尾委員からも言われましたけども、自助の部分も含めて考える上で、そもそもそういった対象の方を対象とした蓄電池の補助金の制度とか……、あるんですか、今。ごめんなさい、の周知とか、この19名のうち１人が個別避難計画の対象になっていますけれども、大体対象者が何人いらっしゃるのか、教えていただきたいなと思います。

そっちに入っているんですか。令和７年度予算で市もし始めたんですかね。（「何年前」と呼ぶ者あり）この災害医療……。

永田係長。

○危機管理担当係長（永田新太郎君）　今、こちらで報告させていただいています医療的ケア児と在宅医療の関係なんですけれども、こちらについては福祉で把握してある方を計上しておりまして、医療的ケア児といいましても、医療的ケアの度合いによって24時間、それこそ先ほど話に出ておりました人工呼吸器とかが止まってしまったらもう命を失う方から定期的な医療行為が必要な方まで含まれていますので、その辺はまた個別避難計画の策定において対応していくのかなと思いますが、人工呼吸器等について把握しているのは何人かだと思います、今のところ。この中で。

○委員長（前田倫宏君） 分かりました。

あともう一点、（６）のところで本市の防災に関する計画として、例えば、今年度ですと地域防災計画とかいろいろあるかと思います。災害時の受援計画に関しては未定とかになっていて、私、別表で作成したので見ていただきたいんですけども、そのほかにも、能登半島地震を受けて、国で自治体にこういった計画の見直しとかが必要じゃないかということが来ていると思うんですけども、今、１項目から１０項目ある上で、この１と２に関しては先ほどの資料に掲載されていて、３から１０に関しても見直しとか考えてあるのか、お尋ねしたいなと思います。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今回、調査項目でいただいていたときに計画ということでありましたので、計画と名がつくものをリストアップさせていただいております。

それ以外に、今、前田委員長がリストアップしていただいているもの、こちらのような、例えば、マニュアル関係であるとか備蓄などは併せて見直しをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） こちらに関しては、また６月に報告をしていただきまして、計画であるとかこういったガイドラインも併せてまた説明をしていただきたいというふうに思っております。

質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管の課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後４時２６分

再開 午後４時３９分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査途中でありますが、ここで委員会の会議時間の延長についてお諮りいたします。

所管事務の報告を受けるため、あらかじめ会議時間の延長を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

引き続き所管事務調査に入ります。出席職員の御紹介の上、報告をお願いいたします。
嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 引き続きまして、管財課所管になります。所管事務報告2件ございます。管財課職員、出席しております。紹介いたします。

管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利啓次君） よろしく申し上げます。

○総務部長（嵯峨栄二君） 管財担当係長、橋本でございます。

○管財担当係長（橋本泰晴君） よろしく申し上げます。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、所管事務報告、本庁舎への直通電話の導入の件を執行部から説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 皆さん、お疲れさまです。本庁舎へ直通電話の導入について御説明したいと思います。

管財課ファイルの中の資料6、内線番号表のイメージをつけておりますので御覧いただきたいと思います。

直通電話の導入の経緯としましては、まず、年間22万件が大体本庁に電話がかかってくるという状況でございます。また、市役所の事業が複雑化しており、電話交換作業や職員の転送の時間がかかっているという状況でございます。そのために、1日平均240件相当の電話が開始前から保留状態になっていることがございます。このため、直通電話を導入することで、電話交換を通さない、保留状態で待たせなくなる、問合せもおつなぎせずに直接、担当者と市民がお話できるような市民サービスの向上のために導入をさせていただこうかと思っております。

次に、直通電話を導入することで、ホームページや広報紙、各課からの通知文を市民が見ると、直接、どこの部が何をしているかということで分かって、そこに直接電話することができます。今までであれば、必ず電話交換職員を通してどのような御用件で電話したかお話しして、また再度、担当部署につないだときにまた同じような内容を繰り返し伝え

なくちゃいけないということも聞いておりますので、そういうのもなくなり、スムーズに担当職員と通話が可能になることとなります。

また、市役所からの発信履歴は、これまでであれば代表電話923-1111が残る状態でございますけど、直通電話を導入することでどの部署から電話がかかってきたかが分かるようになりますので、折り返しかけることがスムーズになることとなります。

資料の内線番号のイメージ図を御説明しますと、表内で赤い文字で557-〇〇〇〇とか、557-□□□□とか書いているところが今回直通電話を導入するところになります。全ての内線電話に直通電話をつけるということではないんですけど、一課必ず一直通電話がある形になります。あと、黒い文字で真ん中辺り、こども家庭課には923-1115とかありますけど、こちらはもう既に導入しているところでございます。

直通電話の導入時期につきましては4月頃を予定しておりますけど、ホームページや広報など各課の通知とかは、各課の準備が整い次第、市民に周知していく予定でございます。

以上、直通電話の導入の御説明を終わりますけど、関連して、カスハラ対策の御報告を併せてさせていただきたいと思います。

今、工事を行っていますカスハラ対策について、通話録音装置につきましては今年度工事が終わりますけど、通話を録音するということを市民に通知する期間として1か月ほど取りたいと思っておりますので、実際、録音装置を稼働させるのは令和8年の5月からとさせていただきたいと思っております。

また、本庁内の防犯カメラ設置については、3月1日より運用開始しております。

以上で御報告を終わります。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明がありましたが、質疑のある方はありませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君）　個別の各部署から電話発着できるということで、今まで僕らにかかって来ていた電話で、必ず筑紫野市役所代表と着信履歴が残っていたのが、どこどこの部署からかかってきたというふうにも改善されると考えてよろしいんですね。

○委員長（前田倫宏君）　永利課長。

○管財課長（永利啓次君）　全ての電話が直通電話ではないので、イメージをまた見ていただきたいんですけど、赤で直通電話を書いている、例えば1階フロアであれば、郵便というところが557-〇〇〇〇になっていますけど、この内線の310番から電話かけた場合は

923-1111で残りますので、その辺りはどこからかかってきたかは分からないかなというふうに思います。その辺りは御了承いただきたいなと思います。

○委員長（前田倫宏君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 赤で書いてあるところは、少なくとも代表じゃなくて直接の電話番号がされるので、じゃあ、どこからかかってきたなというので返信すればいいということですね。ありがとうございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 全部で何回線ぐらい導入するんですか。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 今回につきましては、直通番号を増やすのは71番号つくります。そのうちの13番号は予備として確保していく予定でございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 71回線という形ね。そして、13回線が予備という形で、実際は58か。これに対して電話料金が少しは変わってくるとかということは全くないんですかね。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 直通番号の1番号ごとにN T Tさんに払うのが月110円で、71番号を年間にすると約9万3,000円ぐらいになります。年間9万3,000円ぐらいのお支払い。

ただ、これがうまくいくようになれば、今、電話交換に人を雇っておりますけど、そちらの人数を削減することができるんじゃないかと思っていますので、料金的には安くなるんじゃないかというふうに考えております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 私も交換の人がいなくなるのかなと思ったんですけど、じゃあ、その方たちは契約が終了するという形になるんですか。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 全くいらっしゃらなくなるわけではなくて、代表電話は残りますので、今、3人でされていたら2人とかになる可能性はありますが、全員はいなく

なる形ではないです。

将来、今よく言われているクラウド化でどこか1か所に任せるとかというのがあればなくりますが、今のところクラウド化とかした場合の不都合とかもよく他市町から聞いていますので、今のところ筑紫野市としては、この電話のシステムを維持したいなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 他市の状況はどうなんですか。こういう形で取り入れてきているんですか、今。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 近隣の大野城、春日とかはもう既に導入されております。那珂川は一部、今、直通がありまして、太宰府市は全く今ない状態ですね。だから、近隣も見ると、導入されているところが増えているという状況です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務報告、筑紫野市公共施設等総合管理計画の改訂の件の説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 筑紫野市公共施設等総合管理計画の改訂について御説明させていただきますと思います。管財課フォルダの中の資料7の1ページを御覧いただきたいと思います。今回、概要版で説明させていただきますと思います。

公共施設総合管理計画を改めて御説明しますと、人口動態・財政状況等を踏まえ、長期的な視点を持って、公共施設等の利用状況の把握と更新、総量の適正化、長寿命化を総合的にかつ計画的に推進するため、長期的な取組の方向性を明らかにする計画となっています。この計画については平成29年度から令和38年の40年間でございます。

次に、2、計画の対象施設ですが、公共建築とインフラの資産になります。公共建築は延べ床面積50平米以上の建物が対象で、今回の対象は129施設345棟、延べ床面積22万6,184平米になります。当初つくったとき、平成28年度のときは対象施設が145施設で、対象の棟となるのが388棟でございます。今回、本庁舎を建てて、旧庁舎とか旧上下水道、

あと旧子育て支援センターとかを集約しておりますので、もろもろで施設数と棟数が減ってきている状況でございます。

表の説明をしますと、こちらについては建築年代ごとの建築物の延べ床面積を合計した棒グラフとなっています。一番赤いのが本庁になりますけど、この庁舎が一つの施設で2万平米以上あります。こういう形で建物ごとの合計を表に表しております。

続きましてインフラですけど、インフラについても、道路、橋梁、上下水道、公園を対象としております。対象の内訳としては表を見ていただいたらと思います。

続きまして、次のページの左側ですけど、本市の現状の表を作っております。本市の人口の見通しは、2055年、令和37年には、30年後になりますけど、人口が9万7,730人と予想されています。生産年齢人口の約1.29人で1人の老人を支える形となります。そのため、歳出の推移は扶助費の増加が見込まれており、財源を圧迫し、公共施設等の維持管理に必要な財源確保に影響すると想定しております。表の右から四つ目ぐらいの一部高いのはコロナのときの分で、それ以降は同じぐらいに推移している状況でございます。

真ん中のほう、4になりますけど、将来の施設更新投資額の試算でございます。今日までほとんどが本市では公共施設の改修が行われてきていませんでした。壊れたら改修を行う事後保全型の考え方で行っておりまして、表の真ん中辺りに記載しております、ブルーの枠で囲っていますが、推計事業費が91億4,000万円のコストが必要となる試算となっています。これが平成28年度の時点では48億円というふうになっておりまして、この数年で倍ぐらいの試算となっております。これを昨年までのコストで比べると75億2,000万円という、今後、大幅な財政負担の増加が見込まれています。

これを事後保全から計画的に改修して延命する予防保全型に変えると、青枠で囲っているところですけど71億2,000万円となります。これは前回の平成28年度の作成時点では38億7,000万円でした。こちらについても物価上昇等で2倍ぐらいになっております。一応、去年までとこちらを比べると、赤字で書いていますけど、55億円の財政負担となりますが、事後保全型に比べると22%のコスト削減が期待できるという試算になっています。

先ほどもお話ししましたが、平成28年度の下るときと比べるとかなり負担が大きくなっています。平成28年のときは建物の耐用年数を70年としておりましたが、今回は財政課とかいろいろなところと話しながらか進めて、耐用年数を100年まで、30年延ばそうという計画にしております。

次に、5番ですけど、公共施設等の課題については、ほとんどの施設が老朽化してくることによって、施設の数が市民のニーズ等に合った適切な数、施設であるか、改修などを行うための財政問題、施設を長く維持するための管理の効率化などが課題として挙げられております。

次に、右の上になりますけど、それらの課題を踏まえて基本方針を検討しております。

公共建築物は長寿命化を図り、施設の適切な配置を進め、運営及び維持管理の効率化を行うこととします。インフラ資産については、まず、安全対策を一番とし、資産の情報を収集し、その情報を適切に活用して、コスト削減に向けて維持管理の推進に努めてまいることとしております。

次のページの7はフォローアップの実施方針でございますけど、基本方針どおり確実に進めているかどうか確認するために、PDCAサイクルの考えに基づいて、状況を5年から10年ごとに見直し、実効性のある計画としていくことにしています。

次に、計画目標でございますけど、市が保有する公共施設等は、施設の総量を現状維持したまま予防保全型維持管理を導入した場合はコスト削減効果が期待できるとなりましたが、これまで投資してきた経費と比較すると財政負担が増加することが確認されました。

今後は、予防保全型の維持管理に加え、公共施設等の総量を適切な保有量まで縮減することが必要となります。また、予防保全型の維持管理を行うことで施設の長寿命化を図り、耐用年数を100年まで延ばし、ライフサイクルコストの縮減に努めてまいります。

公共建築物の縮減目標ですけど、本市の公共施設は市町村合併を行った自治体とは違い、余剰な施設や目的が重複した施設はございません。また、今後数年間は市民のニーズへの対応や市民サービスに向けてまだまだ必要な施設を整備していくこととしておりますので、増加する見通しでございます。

ただ、しかし、計画期間である30年後は人口が減少すると推計されており、財政負担が増加することが確認されているため、施設の総量及び施設コストの縮減が必要となります。それらを鑑み、主に老朽化が進み大規模改修や更新が必要となる施設については、例えば、来年度に計画しております天拝小学校の校舎内にコミュニティ機能を集約するような改修の集約・効率化の手法を用いて総量の適正化を図ることで、当面の間はトータルの延べ床面積を維持することを目標としております。

インフラ資産の縮減目標についてですけど、インフラ資産の老朽化が見込まれ、急激な維持費の増加が見込まれていますが、インフラ資産については市民の生活に直結した施設

であるため、削減目標を上げることは困難であると考えています。

今後は、総量を維持した上で予防保全型の維持管理を導入し、長寿命化を図り、水道ビジョンや橋梁個別施設計画などの個別施設計画において、ライフサイクルコストの削減に向けた目標を設定します。

以上、概要まで御説明しましたが、今後の計画作成までのスケジュールを併せて御報告させていただきます。

現在、2月20日金曜日から3月22日日曜日までパブリックコメントを募集しております。その後、3月23日月曜日から3月27日までをにかけてパブリックコメントを取りまとめ、回答内容について検討し、改訂案に修正がなければ3月31日付で決定をしたいと思っております。

以上、御説明を終わります。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明がありましたが、質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 少し疲れてきて頭が回らなくなっただけですけど、例えば今、建て替えるのは体育館、農トレと決まっている。それはそうかなと思うんですけど、次には文化会館がもう来て、40年近くなっているかなということで、今、補修補修でやっていると思うんですけど、あれを100年間もたせるとしたら、エレベーターのことも問題になっていますけれど、本当にイメージとして、100年間もつのでコストを抑えてというのがイメージ湧かないんですけど、どういうふうに考えたらいいんですかね。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 今言われたエレベーターとかは、必ずユニバーサルデザイン化と国が今言ってきておりますので、100年使おうという施設は、今後、ユニバーサルデザイン化を進めていかなくちゃいけないというふうにこちらの計画ではうたっています。文化会館にもしバリアフリーができていくということであれば100年もたせるし、原課で計画を考えてあると思いますけども、どこにもエレベーターつけないよという話であれば代替りのものを考えていかなくちゃいけないと思います。

基本、鉄筋コンクリート造の建物については、きちんと防水とか外壁の改修を行えば100年以上もつというデータも出ていますので、外部については必ずもちます。きっと。ただ、中身の設備——エアコンとか照明とかそういうのは、今はメーカーが推奨している

のが大体20年から30年もてばいいほうということを言われてますので、中身について、こちらにうたっているような大規模改修で全てを出して、全てをまた入れ替えるという方法を試算でこちらは計算しています。俗にスケルトン化というんですけど、スケルトン化して新たに設備もきちんとしてしましようよという試算で、今、これを出しています。その出した試算で、91億何千万円が事後保全で、71億2,000万円が予防保全の費用となりコストが抑えられます。

外側はそのままですけども、中身は全部きれいにすることで100年もつと、国も長寿命化をそうやってしなさいというふうな形で来ていますので、それを計画に表したのがこれになります。試算も、今言ったようなスケルトン化して入れ込む試算になっています。

○委員長（前田倫宏君） 西村委員。

○委員（西村和子君） スケルトン化というのは学校のところで聞いていたけど、外の壁も取るんじゃないんですか。外壁だけは残す。あとの中の仕切りみたいなのは取る状態ですか。

それと、40年たつと建物の中の設計というんですか、が使いにくいというふうになっていると思うんですね。それはスケルトン化で改善ができるんですか。2点お願いします。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 西村委員が言われたとおり、外部の柱と壁と、あと内部でも耐震壁といって絶対取れない壁があるんですけど、それは残します。ただ、今、この横についているような壁は取り外しができますので、そのときは用途に合った、教室であれば広くするとか、もっと教室数が欲しいということであれば取った後に小っちゃくするとかいうふうにはしていきます。

ただ、どうしてももともとの大きさが小さかったら、大きな用途が必要であって、これを入れたいというのは多分入れられないと思います。そのときになったら、その施設の個別計画をつくっていただくような形になります。例えば、今後、今言われたような文化会館であれば文化会館の個別計画、それは今後、文化会館はどのような運営をしていくか、どのようなものを入れていくか、どのような機能を持たせるかということをその時代のニーズに合わせて計画し、その時点でするということになります。

そのときに、いや、もう十分大きさは確保できるので、じゃあ、これを100年もたせようとなるかもしれませんが、その時点で、いや、ニーズに合っていない、運用できないと

いうことであれば、建て替えか、もしくは生涯学習センターと機能を集約しようとか、そういうふうな個別計画を随時立てていく形になると思います。今の時点ではそういうのがございませんので、この計画だけになっています。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 計画の最後ら辺に、当面は延べ床面積を維持すると書いてあるんですけども、具体的に縮減の数値目標とかいうのは明示されてないんですけど、どの時点で総量適正化に向けての具体的な数値目標を示すことができるのかというのが1個。

今後、総合体育館とか大型の施設の検討が進んでいくので、この計画が掲げる総量適正化というものの整合性をどのように整理されているのかなと、二つお尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 人口の推計を見ていただいても分かるように、先ほども申しましたが、令和37年の筑紫野市の人口推計は9万7,700人でございます。この時点で建物が減らせるかということ、この概要版には記載していないんですけど、本編を今、パブリックコメントでホームページに載せていますので見ていただいたら分かるんですが、市民アンケートも、まだ建物が足りないという方が多くて、当面は筑紫野市としては、近隣の自治体も見ると、先ほども申しましたが、合併したところと違って利用者数に対しての建物延べ床面積はまだ少ない状態でございます。なので、当面は、具体的にいつから縮減するかというよりも、今ある施設を守っていくのをまず前提に、こちらの計画をさせていただいた状態です。

当然、その後、体育館ができたりコミセンができるということになっていって、ある程度市民の満足度が上がり、もうこれ以上建てなくていいよということになったその時点でまた人口を推計したり、利用者数、どれぐらい使っているかというのをまたその時点でデータを取って、それから、じゃあ、何年後ぐらいからは削減していこうねというようになってつくられるんじゃないかと思います。ただ、今の時点では逆に多くなっていくほうなので、削減目標はできなかった状態です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方は。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 耐用年数を100年もたせるという形になってくると、例えば、今100年たった建物、国会議事堂がもう100年過ぎた、それから台湾の総統府はもう100年過

ぎた、あれはコンクリじゃなくして大理石を使ったりいろんな形をしているから多分100年以上もてるんだろうと思う。特にヨーロッパの建物はもっと古いという感じだけど。

今の建築方法のコンクリートになってくると、例えば、防水が悪かったらしみ入って老
化が激しいという形になるから、今から建てるものとすれば、100年もたせようとする
れば、それなりに工夫した建物を造られないと100年は多分もっていかんのではないかな
と思うんだけど。

それから、耐用年数は大体コンクリートだと47年とか50年とかそれくらいの耐用年数だ
から、その倍ぐらいもたせるということになってくると、それなりに工夫が要るんじや
ないかなと思う。だから、こういう市役所が本当に100年もつのかなというのが少し気
になるところがあつて。

私のマンションでももう30年たったから、27年目ぐらいに全部大規模改修をやって、特
に外にブロックというかタイルを貼っていると、タイルとスケルトンの中に空気が入って
剥がれてしまうから、またそこに全部液体を注入してぴたっと引っつけるような作業をし
たら、うちみたいな小さなビルでも4,000万ぐらいかかってくるという形だから、耐用年
数をもたせるということになればそれなりの工夫をしていかないとたんなど。

だから、文化会館でも、エレベーターとかつけたらいいじゃないかという話があるんだ
けど、そういう形をしてくると、建物自体が非常に構造上問題があってくるから、今のま
んまだったら100年はもたせると思うんだけど、長寿命化をまたいろんな形でやってく
ると、逆にそれが劣化する原因になってしまうのではないかなと思うんですよね。永利建築
課長の下。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 今、どこの自治体も苦勞していますので、コンクリートが中
性化すると建物が傷み出すということになっているんですね。アルカリ性にしておかない
と中の鉄筋が酸性化するので、破損して建物はもたないということがあります。中性化と
か酸性化する原因は雨とかなので、まず、外壁に雨水がしみ込まないような工夫で、今、
塗装とかもできています。

今、横尾委員が言われたようなタイル。タイルを貼ったら一番中のコンクリートはすご
くもつんですよね。今、生涯学習センターが外壁タイルの改修をしておりますけど、言わ
れたように浮きが出てきていたので、あれを全部接着剤で、今、留めている工事をしてま
す。ただ、本当に生涯学習センターはタイルで造っていたので、中のコンクリートの中性

化がほとんどなかったですね。だから、そういう工夫もしながらやっていくのと、もし中性化していて中の鉄筋が傷むような状態であれば、今、技術で中性化をアルカリ性にする液を注入する工法がございますので、それを大規模改修のときには行っていく予定になっています。それをもって何とか100年もたせようと。

ただ、今言われた国会議事堂とかいうのは、あの頃のコンクリートはむちゃくちゃよくて、旧庁舎も真ん中の議事棟が昭和11年に造ってあったんですけど、あのコンクリートもむちゃくちゃ状態がよくて、解体するときも壊れないぐらい物すごくいいコンクリートを使われていました。今は価格といろんな状況でコンクリートを使ってあると思いますが、当時はそういう強度なものを造られていたので十分に国会議事堂とかももっているんじゃないかなというふうに思います。

今後、建物を造るときは、今言ったような中性化しないような塗料と、屋根の防水についても雨漏りしないような工法が発達していますので、それを使いながら建物を長くもたせていこうと建築のときから話していますので、多分今も、そういうふうにされているんじゃないかと思います。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管の課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後5時15分

再開 午後5時15分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

出席職員が替わっておりますので、御紹介の上、説明をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、選挙管理委員会事務局、所管事務調査1件ございます。出席職員を紹介いたします。

選挙管理委員会事務局長、前田でございます。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 前田です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 選挙担当係長、市川でございます。

○選挙担当係長（市川勝也君） 市川です。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、所管事務調査、衆議院選挙の総括について執行部から説明をお願いいたします。

前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） それでは、調査事項の衆議院選挙の総括につきまして、まず、投票率の資料を作成しておりますので、そちらを御覧ください。

まず、年代別となります。10代が46.94%、20代が38.67%、30代が52.39%、40代が57.78%、50代が63.26%、60代が72.51%、70代以上が62.97%、トータルで59.05%となっております。こちらはほかの選挙においても同じような傾向を示しますが、20代が一番投票率が低くて、年代が上がるとともに投票率も上昇していくという傾向でございます。

続きまして、男女別になります。男性が59.82%、女性が58.36%で、ほぼ同じ投票率というふうになっております。

続きまして、投票日と期日前での投票率でございます。投票日当日につきましては29.29%、期日前につきましては29.76%と、ほぼ半々というふうな数字となっております。

続きまして、期日前投票の最大待ち時間についてでございますが、選挙事務に当たった職員に時間を計測していただいたところ、30分程度であったということです。

投票日当日が近づくにつれまして投票される方は次第に増えていきまして、投票日の前日が一番多くなりますが、今回の選挙につきましては投票日の当日が大雪の悪天候が予測されていたこと、また、最高裁判所の裁判官国民審査が期日前投票期間が短いというふうなことが重なりまして、ふだんよりも多くの方が期日前投票に来られたという原因であるというふうに考えられます。これにつきましては本市に限ったものではなくて全国的な傾向でありまして、他の自治体でも同じような状況が発生しているところでございます。

続きまして、全体の評価でございますけれども、解散から投開票までの間、戦後最短の16日間という期間の中で、他の自治体では投票所の入場整理券の発送が遅れたりであるとか投票用紙の交付誤りなどのニュースが報道される中で、本市におきましてはそのような管理執行上の問題が発生することなく遂行できたということにつきましては、一定の評価ができるのではないかとこのふうには考えておるところでございます。

今回のような混雑の緩和のための改善点を挙げるとしますと、投票の入場整理券に「投票日前日は大変混み合うことが予想されますのでお早めに投票をお願いします」というふ

うな印字はさせておりますけども、このことについてホームページとか、またSNSを通してさらに呼びかけを行いまして、投票に来られる方が集中しないようにしていくといったものが考えられるところでございます。

簡単ではございますが、説明については以上になります。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） ありがとうございます。私も告示されてから2日後ぐらいに入場券が来たので、頑張ってもらっているなと物すごく思いました。ほかのところは3月2日ぐらいしか間に合わないとか言っているのに比べると、本当に体制をきちんとして、してもらったなというふうに思いました。ありがとうございます。

この調査を出させていただいたんですけど、年代別の男女の区別と70代以上でくくってあるんですけど、70代と80代とかに分けるわけにいなかったのかなと。

というのは、投票率は、前回、市議会議員のときに同じようなことを一般質問で質問させていただいたときには、70代の女性が少し低いだけで、あとは女性が多かった。たしか。私の記憶が間違いなければですね。多かったように記憶しているんですよ。なので、そこら辺はどうなのかなというのがあります。

それと、期日前が多くなっていることは、私もその最大30分待った口なんですけど、じっと立っているわけじゃなくて少しずつ進むから、そんなにストレスはなかったのかなというのと、みんなびっくりした。何でこんなに多いのかと。そんなにみんな熱心に来てくれているんだなという感じで皆さん並んでおられたような印象を受けました。

期日前は、おっしゃったように、大吹雪みたいなことを天気予報で言っていたから、それを恐れたという方が多かったんじゃないかなというふうに思ったんですけど、それにしても多かったということは、12月議会で報告があった、投票日にタクシーで送迎するのが効果的か、期日前投票所を増やすのかというところは大きな参考となるデータになったんじゃないかなというふうに思うんですね。

休み時間も話したんですけど、私、高校の制服を着ている人を二人、並んでいる間に見たんですよ。すごくうれしいなというふうに思ったんですけど、やっぱりそういう人たちにも応えるという意味では、もう一回、選挙管理委員会で何が効果的かというのを考え直すいい材料ができたんじゃないかなというふうに思うんですけど、いろいろ言いましたけど、

どんなふうでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 選挙管理委員会で移動支援を行うことを決めた直後の選挙で、こういった言ってみれば少しイレギュラーな状況の投票、これは本当に当市に限らないことではありますけども、こういった事実が発生したということは事実でございます。こういったことを受け止めまして、選挙管理委員会でも共有はしておりますので、今後の判断材料にして協議は進めていきたいというふうに考えているところでございます。

少し休憩を。すみません。

○委員長（前田倫宏君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 5 時24分

再開 午後 5 時25分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市川係長。

○選挙担当係長（市川勝也君） 失礼します。資料の70代、80代のくくりなんですけども、今回、総務省のを参考に、総務省が年代別の投票率を出しているのがこういうくくりで出していたので、そういうふうに作成させていただいています。

おっしゃられたとおり、70代と80代を分けて作ることもできたんですけども、すみません、くくりとしてはその例に倣って作成させていただきました。

ちなみに70代の方の投票者数で見ますと、男性よりも女性が多いという傾向になっております。全体の傾向と同様ということでございます。

○委員長（前田倫宏君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 今日じゃなくていいので、よかったら男女別で今の70歳と80歳以上ということで作り直してお示いただくことは可能でしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 承知いたしました。資料については作り直して再度提出をさせていただきたいと思います。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） この表を見させてもらうと、10代が46.94%と非常に高い数値を示しているので、大体18、19という2歳でしょうけど、何名ぐらいの人がしているのか、それを知りたいなど。

だから、今、西村さんが言ったような形でできると、70代、80代、それと男女別ぐらいとかなってくると、ああ、なるほどな、10代の人たちも政治に相当関心を持ってきてくれているんだなという感じで。これは市議会議員選挙に当てはめると、とてもじゃないけどこんないい数字は出てこないから、マスコミのせいでいつも衆議院選挙は投票率が高いんだけど、そういう分析をしていただければ、なおありがたいなと思います。

○委員長（前田倫宏君） 前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 10代につきましても同じように資料を作成させていただきたいと思います。全体的に同じように数字を出して資料を作成させていただきたいと思います。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午後5時28分

再開 午後5時30分
—————・—————・—————

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして総務市民常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

—————・—————・—————
閉会 午後5時31分